

第116期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

当行の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保する体制

【計算書類】

株主資本等変動計算書
個別注記表

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

【株主総会参考書類(第2号議案関連)】

第2号議案「株式会社愛知銀行との株式移転計画承認の件」のうち下記事項

- ・株式会社愛知銀行 新株予約権に関する事項
- ・株式会社愛知銀行 業務の適正を確保する体制
- ・株式会社愛知銀行 株主資本等変動計算書
- ・株式会社愛知銀行 個別注記表
- ・株式会社愛知銀行 連結株主資本等変動計算書
- ・株式会社愛知銀行 連結注記表

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

株式会社 中京銀行

上記の事項につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <https://www.chukyo-bank.co.jp/ir/meeting/>）に掲載することにより株主の皆さまへ提供しております。
1頁～44頁の「当行」は中京銀行を示し、46頁～117頁の「当行」は愛知銀行を示します。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第1回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2013年7月31日 ③ 新株予約権の数 38個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注) 当行普通株式 3,800株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2013年8月1日から2043年7月31日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 	2名
	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第2回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2014年7月30日 ③ 新株予約権の数 37個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注) 当行普通株式 3,700株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2014年7月31日から2044年7月30日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 	2名
	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第3回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2015年7月30日 ③ 新株予約権の数 51個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注) 当行普通株式 5,100株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2015年7月31日から2045年7月30日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第4回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2016年7月27日 ③ 新株予約権の数 61個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注) 当行普通株式 6,100株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2016年7月28日から2046年7月27日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 	4名
	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第5回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2017年7月26日 ③ 新株予約権の数 70個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 7,000株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2017年7月27日から2047年7月26日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 	4名
	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第6回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2018年8月1日 ③ 新株予約権の数 78個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 7,800株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2018年8月2日から2048年8月1日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第7回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2019年7月31日 ③ 新株予約権の数 104個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 10,400株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2019年8月1日から2049年7月31日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。 	5名
	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第8回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2020年7月29日 ③ 新株予約権の数 161個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 16,100株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2020年7月30日から2050年7月29日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。 	6名
	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第9回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2021年7月28日 ③ 新株予約権の数 283個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 28,300株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2021年7月29日から2051年7月28日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。 	6名
監査役	—	—

(注) 2016年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人 (執行役員)	<ul style="list-style-type: none">① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第9回 新株予約権② 新株予約権の割当日 2021年7月28日③ 新株予約権の数 127個④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 12,700株⑤ 新株予約権の行使期間 2021年7月29日から2051年7月28日まで⑥ 権利行使価額 1株当たり1円⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	5名
子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人	—	—

業務の適正を確保する体制

＜業務の適正を確保するための体制の概要＞

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ 当行は、企業としての価値観を経営ビジョンとして定め、法令等遵守が企業活動の最も基本姿勢である旨を表すとともに、役職員の活動の指針として行動指針を定め、法令やルールを厳格に遵守することを示して、全ての役職員が、この経営ビジョン、行動指針に則って行動するよう、周知徹底を図る。

ロ 経営ビジョン、行動指針に加えて、取締役会は役職員が遵守すべき行動のあり方をコンプライアンス・マニュアル～役職員行動規範～として定めるとともに、業務運営で遵守すべき事項を網羅したコンプライアンス・マニュアル～銀行業務編～や業務運営に係る各種の基本規則を制定し、その実践的運営により法令等遵守の定着を図る。

ハ 取締役会は、コンプライアンスに関する諸施策を遂行するための具体的な計画をコンプライアンス・プログラムとして毎期策定し、その進捗状況や達成状況の報告を受けることでフォローアップし、コンプライアンスの周知徹底による実践と定着を図る。

ニ それぞれの取締役は、業務執行に当たり善管注意義務、忠実義務を果たすため、取締役会における意思決定や、業務執行の監督に責任を負っており、これらを取締役会で規則として定めることで、各取締役が認識する。

(2) 顧客保護等管理体制

イ 常にお客さま本位で考え、お客さまの満足と支持をいただくため、顧客保護等管理を行う。

ロ 経営ビジョンおよび行動指針を踏まえて、お客さまの保護および利便性向上に向けた基本方針として、顧客保護等管理方針を策定する。

ハ 顧客保護等管理を基本的に次の項目としたうえで、各種規程等を制定し、周知を通じて、顧客保護等管理を行う。

(イ) 顧客説明管理

(ロ) 顧客サポート等管理

(ハ) 顧客情報管理

(ニ) 利益相反管理

(ホ) 外部委託管理

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ 取締役の職務の執行に係る以下の文書、その他重要な情報の保存、管理については、定款、取締役会規程をはじめ主要会議運営に関する諸規則、文書管理に関する諸規則等に定め厳正に運営する。

(イ) 株主総会議事録および関連資料

(ロ) 取締役会議事録および関連資料

(ハ) 常務会議事録および関連資料

(ニ) その他重要会議の議事の経過の記録および関連資料

(ホ) その他取締役が意思決定を行った稟議書類および関連資料

ロ 内部監査部は、重要な情報の保存、管理状況について、諸規則に定めた運営がされているかを検証し、その結果を取締役に報告する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 取締役会は損失の危険を管理するため、リスク管理体制の整備に関する責任と権限を有しており、銀行業務から生じる様々なリスクに対する基本的な考えやリスクの種類毎の責任部署、管理体制および具体的な管理方法等を定め、規則として制定する。

ロ 取締役会は、それぞれの業務から生じるリスクを認識し適切にコントロールするため、リスクの種類毎に責任部署を定め、リスクの状況やその管理状況について報告を受ける体制を整備する。

ハ 取締役会は、リスク管理に関する方針、具体的施策を実行計画として半期毎に策定し、計画の推進を図るとともに、その実施状況を定期的に評価することでリスクのコントロール、管理の高度化、体制の充実を図る。

ニ 各種のリスクを統合的に把握し管理するため、統合的にリスクを管理する専門部署を設置するとともに、総合リスク管理委員会やALM委員会を設置し、各部門が行っているリスク管理活動を各部門横断的に協議する体制を整備する。

ホ 内部監査部は、各リスク管理業務について、諸規則および毎期定めるリスク管理の実行計画と整合した運営がされているか、リスクコントロールが有効に機能しているかを検証し、その結果を取締役に報告する。

ヘ 自然災害、システムの障害、事務上の事故、情報漏えい、風評等の要因により、業務が著しく遅延若しくは長期にわたり中断する場合、または大きく信用が失墜し、企業としての存続が危ぶまれる状態に陥る可能性が高まる場合を、危機と定義し、基本的な対応体制、判断基準、非常時の対応権限を予め定めるとともに、各要因毎に必要な応じて業務継続のための代替手段や手続を定めることで、平時から危機管理態勢を整備する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会は、取締役の職務が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程その他定める規則に基づき、その責任と権限の委譲を行っている。このうち常務会については、取締役会で決定すべき重要事項の事前審議や、取締役会が決定した基本方針に基づく業務の執行に関する責任権限を有し、原則週1回開催するなど、迅速な意思決定と業務執行を確保する。

ロ 取締役会は、取締役の職務分担や事務委嘱、各職務の内容に応じた責任と権限の委譲を定め、責任の明確化と業務執行の監督のための体制を確保するとともに、業務の効率性の確保に努める。

ハ 取締役会は、執行役員を選任し、代表取締役の業務執行上の権限を執行役員に委譲することで、経営方針、経営戦略に沿った業務執行が行われる体制を構築する。

ニ 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的になされるよう、組織機構における業務分掌と、各業務分掌における職務の内容と責任権限について定め、業務執行の責任の明確化を図る。

(6) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ 当行は、経営ビジョン、行動指針、コンプライアンス・マニュアルで法令等遵守を定めるとともに、定めた諸規則に基づく業務運営を行うことで、法令および定款に適合する体制を構築する。

ロ コンプライアンスを統括管理するための組織を設置するとともに、各部門および各営業店毎に、コンプライアンスを遂行する責任者としてコンプライアンス責任者と具体的施策を推進するコンプライアンス管理者を配置する。

ハ 経営と各部門、各部門間横断でコンプライアンスに関する対応等の協議を行うための会議を開催し、コンプ

- ライアンス・プログラムで掲げた施策の推進管理、達成状況の評価を行い、コンプライアンスの実践と定着に向けた取組みを推進し、その状況を経営に報告する。
- ニ 役職員一人ひとりに、倫理観の涵養と業務知識の習得を図りコンプライアンスを定着させるため、集合研修や職場研修を行うとともに、コンプライアンス教育（外部試験や通信教育）の昇格要件への組入れなど教育研修制度を充実させる。
 - ホ 法令や定款に反するような事故の発生を未然に防止するため、各部門および営業店における相互牽制態勢の構築や内部監査部による検証、人事ローテーションによる人事管理の徹底を図るとともに、内部通報制度を整備し不正行為の未然防止、組織内の自浄・改善を図る体制を整備する。

(7) 当行ならびにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 中京銀行グループを構成する各会社については、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
- ロ 中京銀行グループを構成する各会社において業務運営が法令および定款に適合することを確保するため、グループ各社に共通するコンプライアンス態勢の基本事項を定めた規則を定めるとともに、グループ共通の理念、経営方針に基づき各社の経営が行われるよう、経営管理の基本的考えや管理方法を定め、各会社の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、各会社から適時に業務の状況について報告を受ける体制を構築する。
- ハ 中京銀行グループを構成する各会社のそれぞれの業務に内在するリスクを認識し適切にリスクのコントロールを行うための規則を制定し、リスクの種類毎に当行の責任部署を明確化し、リスク管理状況について報告を受けるとともに、グループ会社の業務が適切かつ効率的に行われるよう、適切に指導・助言・監督する体制を構築する。
- ニ 当行の内部監査部は、中京銀行グループを構成する各会社との間で監査に関する合意を締結し、法令等に抵触しない範囲で適切に監査を行い、監査結果を当行の取締役会に報告する。内部監査部は各社の業務について適切に監査し検証するための監査手法の構築、ノウハウの蓄積に努める。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

- イ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くことを基本として、「反社会的勢力に対する基本方針」を定める。
- ロ 反社会的勢力に関する情報収集に努め、営業店・本部間での連携を密にし、また外部専門機関との連絡体制を築いたうえで、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備する。
 - (イ) 対応統括部を設置し、同部は反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理し、各店舗の対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に関わる重要な問題と認識した場合には、適切に経営へ報告する。また、各支店に「不当要求防止責任者」を配置する。
 - (ロ) 外部専門機関との連携として、愛知県企業防衛対策協議会に登録の上、必要な情報を収集・交換する。
 - (ハ) 反社会的勢力のデータベースは、当行が入手した情報を一括して対応統括部署が管理する。
- (ニ) 反社会的勢力に対する基本方針を、「コンプライアンス・マニュアル」に記載するとともに、業務運営の中で周知・徹底する。
- (ホ) 反社会的勢力への対応を、コンプライアンスカリキュラム内に組み込み、研修等を行い、周知に努める。
- (ヘ) 金融犯罪への対応を、「コンプライアンス・マニュアル」に記載するとともに、マネー・ロンダリングおよびテロ活動への資金供与等の金融犯罪防止に努める。
- ハ 反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保する。

(9) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ 監査役から、その職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（人数、業務経験、業務知識・スキル、所属）については、監査役会の意見を聴取しその意見を十分に考慮する。

(10) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ 監査役職務を補助する使用人の任命、異動に当たっては、監査役会の意見を聴取し十分に考慮する。
ロ 当該使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、実績評価、人事考課に当たっては監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

(11) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 取締役会は、監査役に報告すべき事項を規則に定め、取締役の意思決定や業務執行状況について適切に監査役に報告される体制を構築する。
ロ 監査役は監査の必要に応じて、各部門、各営業店の業務運営状況について、各部門等に対し直接報告を求めることができるものとし、監査役の要請に基づき各取締役、執行役員、部長、営業店長は適切に監査役に報告を行う。
ハ 取締役会は、取締役会および重要会議等で、決議または報告された事項（子会社からの協議、報告を受ける事項を含む）について、適切に監査役に報告される体制を構築する。
ニ 内部通報制度の通報先等を定め、通報の状況および通報された事案の内容（当行の子会社等の役職員からの報告を受けた事項を含む）を、通報先等から監査役に報告を行う。
ホ 内部通報制度による通報も含め、監査役に報告したことを理由として、就業上の不利な取扱いを行うことを禁止する。

(12) 監査役職務の執行について生じる費用または債務に係る方針

イ 監査役職務の執行に必要な費用または債務については、監査役の請求に従い支払その他の処理を行う。

(13) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、あらかじめ監査役会と協議をする。
ロ 取締役会は、監査役が、取締役会はもとより常務会や総合リスク管理委員会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員、部長等の業務執行状況について把握できる体制を構築する。このため、取締役会は、重要会議の運営を定める諸規則において、監査役の出席について規定する。
ハ 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、当行の対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
ニ 内部監査部は、監査役からの求めに応じて監査に協力するのみならず、監査役に内部監査の実施状況、各業務部門の業務執行や管理状況について情報提供し、監査役監査の実効性向上に協力する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われていることを確保する体制

取締役会は、毎月1回開催するほか、必要がある場合は随時開催しております。当事業年度は定例取締役会を12回開催しております。また、取締役会規程に基づく決定機関である常務会を63回開催したほか、コンプライアンス常務会を12回開催しております。取締役の職務は、取締役会規程で明確化し、その職務執行状況は、定期的に取締役会に報告しております。

(2) リスク管理体制

当行は、統合リスク管理を推進するための方針および体制整備に係わる重要事項を審議することを目的として、総合リスク管理委員会を設置し、12回開催しております。

また、様々なリスクを総合的に管理するため、専門部署を設置し、各リスクの種類毎に、管理責任部署を明確にした上で、それぞれのリスク特性に応じた管理を行っております。

そして、経営陣がリスクの状況を把握し、迅速に判断できるように、各リスクの状況を定例的に取締役会、常務会へ報告しております。

(3) コンプライアンス体制

当行は、経営ビジョン、行動指針を制定し、全ての役職員がこの経営ビジョン、行動指針に則って行動するよう周知徹底しております。

当行は、コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの策定や研修などを通じコンプライアンスの推進に取り組むとともに、取締役会に対して法令等遵守の状況に関する報告を行っております。また、当行はコンプライアンスを推進するための方針および体制整備に係わる重要事項を審議することを目的に、コンプライアンス常務会を、その傘下にコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要事項について審議を行う体制を構築しております。なお、コンプライアンス常務会、コンプライアンス推進委員会は、それぞれ12回開催しております。

また、コンプライアンス上の問題を早期に把握し、自浄能力の発揮による是正につなげるため、社外の受付窓口を含む内部通報制度を構築しております。

(4) 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

当行は、中京銀行グループを構成する各会社において業務運営が法令および定款に適合することを確保するため、グループ各社に共通するコンプライアンス態勢の基本事項を定めた諸規則を定めております。

また、各会社の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、各会社から適時に業務の状況について報告を受ける体制を構築し、中京銀行グループ経営協議会を2回開催しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役は、取締役会に16回中16回出席し活発に意見を述べたほか、代表取締役との会合を4回行い、経営方針の確認および当行の抱える課題等についての意見交換を行っております。また、常勤監査役は、常務会をはじめ主要な会議に出席し、行内状況の把握に努め、必要に応じて意見を述べるほか、事前または事後に議案内容または審議内容についての説明、報告を受けております。

また、監査役は、内部監査部との連絡会を26回、会計監査人との会合を13回、会計監査人と内部監査部との三様監査連絡会を2回行うなど、会計監査人および内部監査部と連携し、監査の実効性の確保に努めております。

第116期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	31,844	23,184	23,184	3,509	107	11,000	18,919	33,535	△78	88,486
当期変動額										
新株の発行	35	35	35							70
剰余金の配当				173			△1,043	△869		△869
当期純利益							4,246	4,246		4,246
固定資産圧縮積立金の積立					277		△277	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩					△44		44	-		-
自己株式の取得									△2	△2
自己株式の処分							△13	△13	68	54
土地再評価差額金の取崩							542	542		542
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	35	35	35	173	233	-	3,499	3,906	66	4,042
当期末残高	31,879	23,219	23,219	3,683	340	11,000	22,418	37,441	△11	92,528

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計		
当期首残高	14,392	△650	5,407	19,148	299	107,934
当期変動額						
新株の発行						70
剰余金の配当						△869
当期純利益						4,246
固定資産圧縮積立金の積立						-
固定資産圧縮積立金の取崩						-
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						54
土地再評価差額金の取崩						542
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,283	1,123	△542	△5,702	△68	△5,770
当期変動額合計	△6,283	1,123	△542	△5,702	△68	△1,727
当期末残高	8,109	472	4,864	13,446	230	106,206

個別注記表

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（8年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

①破産、特別清算等、法的または形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと実質的に同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権に関して、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、かつ、元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により貸倒引当金を計上することとしております。これ以外の債務者に対する債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失額を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

③貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者（要注意先）のうち、債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権および三月以上延滞債権）である債務者（要管理先）で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、かつ、元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上しております。

④上記③以外の要管理先に対する債権は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先および業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（正常先）に対する債権は今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は3年間または1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

- ⑤すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ、資産監査部署が査定結果を監査しております。

(会計上の見積りの変更)

当行では、正常先およびその他の要注意先に対する債権に関する一般貸倒引当金は、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

将来見込みに基づく予想損失率の修正方法について、当事業年度においてマクロ経済指標の予想を反映する方法が可能になったことから当該方法を採用しております。

具体的には、貸倒の発生確率と相関性の高いマクロ経済指標の将来予測を行い、マクロ経済指標と貸倒実績との相関性から算出した関数を利用してマクロ経済指標の予測値より予想損失率を求めております。そのうえで、当該予想損失率と過去の一定期間における貸倒実績率とを比較考量し、必要があればそれぞれに基づき算定された金額の差額を予想損失額に反映しております。

当事業年度においては、重要な会計上の見積りに記載のとおり一定の仮定を変更したことに伴い、マクロ経済指標の将来予測に基づいた修正を行っており、当該修正により当事業年度末の貸倒引当金は2,097百万円増加し、当事業年度の経常利益および税引前当期純利益は2,097百万円減少しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に、または一定期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. 消費税等の処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金です。

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 10,467百万円(うち一般貸倒引当金 4,417百万円)

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当行は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分(正常先、要注意先(要管理先およびその他の要注意先)、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)を決定し、「重要な会計方針」の「5. 引当金の計上基準」〔(1)貸倒引当金〕に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

債務者区分判定のうち、業績不振や財務的な困難に直面している貸出先で貸出条件等の変更を実行しているが、金融機関等の支援を前提として策定される経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断される計画(以下「合実計画」という)を有する場合、または、経営改善計画等が実現可能性の高い抜本的なものであると判断される計画(以下「実抜計画」という)を有する場合には、貸出条件緩和債権には該当しないものと判断し、その他の要注意先に区分して貸倒引当金を計上しております。合実計画または実抜計画を有することによりその他の要注意先に区分している債権は、2022年3月31日現在、計算書類上、2,483百万円であります。経営改善計画の合理性または実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等の変化により、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金は増減する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済への影響に関して、前事業年度末において、翌事業年度内に緩やかに感染拡大は収束すると想定し、政府や自治体の経済対策によって、全般的には、債務者の返済能力が低下し貸出金に多額の損失が発生する事態は回避できると仮定しておりました。しかしながら、当事業年度において、直近の自己査定データを分析したところ、融資先の財務内容が想定よりも悪化したことに加え、今後、新型コロナウイルス感染症対応融資の返済が始まること、変異株による感染再拡大の可能性があること、政府や自治体の経済対策が縮小していく可能性があることなどを考慮した結果、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は当行の融資先の財務内容に一定程度影響があるとの仮定に変更しております。

こうした仮定のもと、当該影響から予想される損失に備えるため、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が生じている債務者に関しては、その債務者区分は、足許の業績悪化の状況を踏まえ判定し、個別に貸倒引当金を計上しております。また、一般貸倒引当金算定における予想損失率に関しては当該仮定を前提としたマクロ経済指標の予測に基づいて修正を行っております。具体的には、貸倒の発生確率と相関性の高いマクロ経済指標の将来予測を行い、マクロ経済指標と貸倒実績との相関性から算出した関数を利用してマクロ経済指標の予測値より予想損失率を求めております。そのうえで、当該予想損失率と過去の一定期間における貸倒実績率とを比較考量し、それぞれに基づき算定された金額の差額を予想損失額に反映しております。この結果、当事業年度末の貸倒引当金は2,097百万円増加しております。

当事業年度末における貸倒引当金の計上金額は、現時点での最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症の影響を含む貸倒引当金の見積りに係る様々な仮定の不確実性は高く、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金は増減する可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,006百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,119百万円
危険債権額	15,263百万円
三月以上延滞債権額	32百万円
貸出条件緩和債権額	5,326百万円
合計額	28,742百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,344百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、4,002百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	203,193百万円
貸出金	98,752百万円
担保資産に対応する債務	
預金	8,065百万円
債券貸借取引受入担保金	9,001百万円
借入金	291,500百万円

上記のほか、為替決済などの取引の担保あるいは先物取引証拠金などの代用として、現金10,190百万円、有価証券45,227百万円および貸出金22,383百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金320百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は353,425百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが317,227百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 15,801百万円
 9. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,083百万円
 10. 社債5,000百万円は、劣後特約付社債であります。
 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は17,756百万円であります。
 12. 関係会社に対する金銭債権総額 2,140百万円
 13. 関係会社に対する金銭債務総額 5,428百万円
 14. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金または利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、173百万円であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 670百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 103百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 4百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|---------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | △0百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 418百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 23百万円 |
2. 当事業年度において、以下の資産について、使用方法変更の意思決定等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（1,250百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

主 な 用 途	種 類	減 損 損 失 (百万円)	場 所
営業用店舗17ヵ店他	土地、建物、その他の有形固定資産	1,250	三重県津市他

営業用店舗については、支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。なお、営業用店舗については、従来、エリア毎に継続的な収支の把握を行ってまいりましたが、損益管理区分の見直しを行い、支店毎に継続的な収支の把握を行うこととしたため、当事業年度より、営業用店舗にかかる資産のグルーピングの方法をエリア毎から支店毎へと変更しております。この変更に伴う影響は軽微であります。

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価等により算定しております。

3. 「特別損失」の「その他の特別損失」は、割増退職金814百万円および再就職支援サービスに係る費用62百万円を含んでおります。

4. 関連当事者との取引

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 中京カード	名古屋市 東区代官町 20番5号	60	クレジット カード業務 信用保証 業務	所有 直接100%	役員の兼任 各種ローンの 債務保証	被債務保証 (注)	143,061	—	—

(注) 株式会社中京カードより各種ローンの保証を受けております。

なお、取引条件はローンの商品毎にローン利用者の信用リスク等を勘案して決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	30	1	26	5	(注)
合計	30	1	26	5	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、自己株式の株式数の減少26千株はストック・オプション権利行使によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式 (2022年3月31日現在)

該当ありません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,006

2. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	21,712	10,304	11,407
	債券	133,454	132,790	664
	国債	54,804	54,535	268
	地方債	27,300	27,128	171
	社債	51,349	51,126	223
	その他	38,294	35,682	2,611
	小計	193,461	178,778	14,682
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,990	2,198	△207
	債券	149,126	150,352	△1,226
	国債	51,685	52,137	△451
	地方債	58,284	58,764	△479
	社債	39,155	39,450	△294
	その他	56,804	59,019	△2,214
	小計	207,921	211,569	△3,648
合 計		401,382	390,348	11,034

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3,415
組合出資金	252
合 計	3,667

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8,483	4,023	304
債券	10,591	0	252
国債	10,111	—	252
地方債	—	—	—
社債	479	0	—
その他	23,269	1,519	1,138
合 計	42,344	5,543	1,696

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ50%以上下落したものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。また30%以上下落し、かつ信用リスクの変化などに起因して時価が著しく下落したものについては、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,959百万円
有価証券減損額	910
減価償却費の償却限度超過額	562
減損損失	1,014
賞与引当金	158
その他	692
繰延税金資産小計	6,297
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,854
評価性引当額小計	△3,854
繰延税金資産合計	2,443
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,925
固定資産圧縮積立金	△150
退職給付引当金	△197
繰延ヘッジ損益	△208
その他	△43
繰延税金負債合計	△3,524
繰延税金負債の純額	△1,081百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区 分	当事業年度
役務取引等収益	5,470
預金・貸出業務	2,439
為替業務	1,281
証券関連業務	1,074
代理業務	545
その他	130
その他業務収益	－
その他経常収益	－
顧客との契約から生じる経常収益	5,470
上記以外の経常収益	25,989
外部顧客に対する経常収益	31,459

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 4,866円85銭

1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

1株当たりの当期純利益金額 195円13銭

1株当たりの当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 194円00銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

(重要な後発事象)

連結計算書類に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

第116期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	31,844	23,994	35,211	△78	90,973	14,393	△650	5,407	269	19,419	
会計方針の変更による累積的影響額			△48		△48						
会計方針の変更を反映した当期首残高	31,844	23,994	35,163	△78	90,924	14,393	△650	5,407	269	19,419	
当期変動額											
新株の発行	35	35			70						
剰余金の配当			△869		△869						
親会社株主に帰属する当期純利益			3,728		3,728						
自己株式の取得				△2	△2						
自己株式の処分			△13	68	54						
土地再評価差額金の取崩			542		542						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△6,282	1,123	△542	△250	△5,952	
当期変動額合計	35	35	3,387	66	3,523	△6,282	1,123	△542	△250	△5,952	
当期末残高	31,879	24,029	38,551	△11	94,448	8,110	472	4,864	18	13,466	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	299	110,691
会計方針の変更による累積的影響額		△48
会計方針の変更を反映した当期首残高	299	110,643
当期変動額		
新株の発行		70
剰余金の配当		△869
親会社株主に帰属する当期純利益		3,728
自己株式の取得		△2
自己株式の処分		54
土地再評価差額金の取崩		542
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△68	△6,021
当期変動額合計	△68	△2,497
当期末残高	230	108,146

連結注記表

※子会社、子法人等および関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項および銀行法施行令第4条の2に基づいております。

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
連結される子会社および子法人等 2社
会社名
株式会社中京カード
中京ファイナンス株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等 なし
3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社および子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 2社

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法
有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 7年～50年
その他 3年～20年
連結される子会社および子法人等の有形固定資産については、主として定額法により償却しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行ならびに連結される子会社および子法人等で定める利用可能期間（8年以内）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

- (1) 破産、特別清算等、法的または形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと実質的に同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- (2) 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権に関して、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、かつ、元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により貸倒引当金を計上することとしております。これ以外の債務者に対する債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失額を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。
- (3) 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者（要注意先）のうち、債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権および三月以上延滞債権）である債務者（要管理先）で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、かつ、元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上しております。
- (4) 上記(3)以外の要管理先に対する債権は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先および業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（正常先）に対する債権は今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は3年間または1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。
- (5) すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ、資産監査部署が査定結果を監査しております。
連結される子会社および子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

（会計上の見積りの変更）

当行では、正常先およびその他の要注意先に対する債権に関する一般貸倒引当金は、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

将来見込みに基づく予想損失率の修正方法について、当連結会計年度においてマクロ経済指標の予想を反映する方法が可能になったことから当該方法を採用しております。

具体的には、貸倒の発生確率と相関性の高いマクロ経済指標の将来予測を行い、マクロ経済指標と貸倒実績との相関性から算出した関数を利用してマクロ経済指標の予測値より予想損失率を求めております。そのうえで、当該予想損失率と過去の一定期間における貸倒実績率とを比較考量し、必要があればそれぞれに基づき算定された金額の差額を予想損失額に反映しております。

当連結会計年度においては、重要な会計上の見積りに記載のとおり一定の仮定を変更したことに伴い、マクロ経済指標の将来予測に基づいた修正を行っており、当該修正により当連結会計年度末の貸倒引当金は2,097百万円増加し、当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期純利益は2,097百万円減少しております。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

6. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社および子法人等は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

9. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に、または一定期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

11. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金です。

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 11,093百万円（うち一般貸倒引当金 4,487百万円）

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当行は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分（正常先、要注意先（要管理先およびその他の要注意先）、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）を決定し、「会計方針に関する事項」の「4. 貸倒引当金の計上基準」に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

債務者区分判定のうち、業績不振や財務的な困難に直面している貸出先で貸出条件等の変更を実行しているが、金融機関等の支援を前提として策定される経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断される計画（以下「合実計画」という）を有する場合、または、経営改善計画等が実現可能性の高い抜本的なものであると判断される計画（以下「実抜計画」という）を有する場合には、貸出条件緩和債権には該当しないものと判断し、その他の要注意先に区分して貸倒引当金を計上しております。合実計画または実抜計画を有することによりその他の要注意先に区分している債権は、2022年3月31日現在、連結計算書類上、2,483百万円であります。経営改善計画の合理性または実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等の変化により、翌連結会計年度の連結計算書類において貸倒引当金は増減する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済への影響に関して、前連結会計年度末において、翌連結会計年度内に緩やかに感染拡大は収束すると想定し、政府や自治体の経済対策によって、全般的には、債務者の返済能力が低下し貸出金に多額の損失が発生する事態は回避できると仮定しておりました。しかしながら、当連結会計年度において、直近の自己査定データを分析したところ、融資先の財務内容が想定よりも悪化していたことに加え、今後、新型コロナウイルス感染症対応融資の返済が始まること、変異株による感染再拡大の可能性があること、政府や自治体の経済対策が縮小していく可能性があることなどを考慮した結果、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は当行の融資先の財務内容に一定程度影響があるとの仮定に変更しております。

こうした仮定のもと、当該影響から予想される損失に備えるため、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が生じている債務者に関しては、その債務者区分は、足許の業績悪化の状況を踏まえ判定し、個別に貸倒引当金を計上しております。また、一般貸倒引当金算定における予想損失率に関しては当該仮定を前提としたマクロ経済指標の予測に基づいて修正を行っております。具体的には、貸倒の発生確率と相関性の高いマクロ経済指標の将来予測を行い、マクロ経済指標と貸倒実績との相関性から算出した関数を利用してマクロ経済指標の予測値より予想損失率を求めております。そのうえで、当該予想損失率と過去の一定期間における貸倒実績率とを比較考量し、それぞれに基づき算定された金額の差額を予想損失額に反映しております。この結果、当連結会計年度末の貸倒引当金は2,097百万円増加しております。

当連結会計年度末における貸倒引当金の計上金額は、現時点での最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症の影響を含む貸倒引当金の見積りに係る様々な仮定の不確実性は高く、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において貸倒引当金は増減する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸付借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,549百万円
危険債権額	15,426百万円
三月以上延滞債権額	32百万円
貸出条件緩和債権額	5,410百万円
合計額	29,420百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,344百万円であります。
3. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、4,002百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	203,193百万円
貸出金	98,752百万円

担保資産に対応する債務

預金	8,065百万円
債券貸借取引受入担保金	9,001百万円
借入金	291,500百万円

上記のほか、為替決済などの取引の担保あるいは先物取引証拠金などの代用として、現金10,190百万円、有価証券45,227百万円および貸出金22,383百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金320百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は362,849百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが317,227百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行ならびに連結される子会社および子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行ならびに連結される子会社および子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 15,973百万円
 8. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,083百万円
 9. 社債5,000百万円は、劣後特約付社債であります。
 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は17,756百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、株式等償却4百万円を含んでおります。
 2. 当連結会計年度において、以下の資産について、使用方法変更の意思決定等により帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額（1,250百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
営業用店舗17ヵ店他	土地、建物、その他の有形固定資産	1,250	三重県津市他

営業用店舗については、支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。なお、営業用店舗については、従来、エリア毎に継続的な収支の把握を行っていましたが、損益管理区分の見直しを行い、支店毎に継続的な収支の把握を行うこととしたため、当連結会計年度より、営業用店舗にかかる資産のグルーピングの方法をエリア毎から支店毎へと変更しております。この変更に伴う影響は軽微であります。

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価等により算定しております。

なお、連結子会社においては減損損失を計上すべき資産はありません。

3. 「特別損失」の「その他の特別損失」は、割増退職金814百万円および再就職支援サービスに係る費用62百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	21,745	34	－	21,780	(注1)
合計	21,745	34	－	21,780	
自己株式					
普通株式	30	1	26	5	(注2)
合計	30	1	26	5	

(注1) 普通株式の発行済株式総数の増加34千株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、自己株式の株式数の減少26千株は、ストック・オプション権利行使によるものであります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度 増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			230	
	合計		—			230	

3. 配当に関する事項

当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	434百万円	20円00銭	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	435百万円	20円00銭	2021年9月30日	2021年12月6日
合計		869百万円			

2022年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 762百万円
- ② 1株当たり配当額 35円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月27日

なお、配当原資は利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出金業務、および有価証券投資業務などの銀行業務を中核とした金融サービス事業を行っております。このため主として金利変動リスクを伴う金融資産および金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、市場リスク管理とともに、資産および負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環としてデリバティブ取引も行っております。

また、当行の連結子会社には、クレジットカード業務を行っている子会社があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先および個人に対する貸出金であり、信用リスクに晒されております。貸出金は、債務者の財務状況悪化等により契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、すべてその他有価証券として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

当行グループは、預金業務の他に資金調達のため社債を発行しておりますが、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合には、社債の支払期日にリファイナンスができなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である預金、貸出金および債券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。このヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の与信業務の規範として制定したクレジットポリシーおよび信用リスクに関する諸規則に従い、貸出金等の与信について、個別案件ごとの与信審査、与信の決裁権限、ポートフォリオ管理、信用情報管理、信用格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの個別の与信管理は、各営業店のほか、融資統括部により行っており、与信上限管理を含むポートフォリオ管理はリスク統括部が行っております。また、定期的に常務会や取締役会を開催し、管理の方法や管理状況について協議しております。

さらに、与信管理の状況については内部監査部がチェックを行っております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金部において信用情報等を定期的に把握しております。

② 市場リスクの管理

当行は、金利リスクを含む市場リスク全体について、取締役会で半期ごとに決定するリスク限度額の範囲内で運営するよう管理しております。

市場リスク量はバリュー・アット・リスク（VaR）を用いて日次で算出し、月次に開催する総合リスク管理委員会では、市場リスク限度額に対するリスク量をモニタリングし必要に応じてリスク抑制策等の協議を行っております。また、その内容を常務会、取締役会へも報告しております。

(i) 金利リスクの管理

3ヵ月ごとに開催するALM委員会にて、資産、負債の状況を総合的に把握し内在する金利リスクへの対応を協議しており、その内容を常務会、取締役会に報告しております。また月次に開催する総合リスク管理委員会では、市場リスク限度額に対するリスク量の状況に加え、銀行勘定の金利リスク量を算出し、その自己資本額に対する割合（重要性テスト）等を把握し、金利リスク量をモニタリングしております。モニタリングの結果や市場環境等の変化を踏まえ、必要に応じて金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

銀行全体の為替ポジションを資金部で一元的に把握し、直物為替取引、先物為替取引によりフルヘッジする方針でポジションをコントロールしております。またリスク統括部では、ヘッジ後の為替ポジションを踏まえた市場リスク量を日次で把握しモニタリングしています。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券投資については、半期毎の有価証券投資計画に基づき、投資運用規則に従って行っております。半期毎に策定する市場リスク管理基本方針の中で市場リスク限度額やリスクカテゴリー別保有限度額などを設定するとともに、一定の下落率に対してアラームポイントを設定するなど、価格変動リスクのコントロールを行っております。

株式の多くはお取引先企業の発行であり、総合的な取引推進を目的に保有しております。定期的に当該企業との取引状況や当該企業の財務内容を把握し、株式保有方針の見直しをしております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引は前記のとおり主にヘッジ目的で利用しており、リスク統括部でデリバティブ取引を含めた市場リスク量を把握しモニタリングしております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

「貸出金」、「有価証券」、「社債」、「預金」、「デリバティブ取引」等の市場リスク量 (VaR) 算定にあたっては、ヒストリカルシミュレーション法(保有期間125日間、信頼区間99%、観測期間1,250営業日)を採用しています。

2022年3月31日(当期の連結決算日)現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で13,282百万円です。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルの妥当性について6ヵ月ごとに検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当行は、半期ごとに策定する流動性リスク管理基本方針にて運用・調達を考慮した資金計画を策定し、日次で資金繰り等をモニタリングするとともに、旬次で開催する資金繰り検討会議、および月次で開催する総合リスク管理委員会等を通じて、市場環境、および運用・調達のバランス等を踏まえた対応策等を協議しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券 その他有価証券	401,385	401,385	－
(2) 貸出金 貸倒引当金（※1）	1,549,464 △10,465		
	1,538,998	1,546,547	7,548
資産計	1,940,383	1,947,932	7,548
(1) 預金	1,854,796	1,854,868	72
(2) 譲渡性預金	5,310	5,314	4
(3) 借入金	291,500	291,500	－
(4) 社債	5,000	5,031	31
負債計	2,156,606	2,156,714	107
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(586)	(586)	－
ヘッジ会計が適用されているもの（※3）	681	681	－
デリバティブ取引計	95	95	－

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

（※3）ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 令和4年3月17日）を適用しております。

（注1）市場価格のない株式等および組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	3,625
組合出資金（※3）	252

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当連結会計年度において、非上場株式について、4百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金	336,205	—	—	—	—	—
有価証券	36,582	56,388	59,839	95,511	74,542	22,770
その他有価証券のうち満期があるもの	36,582	56,388	59,839	95,511	74,542	22,770
合 計	372,788	56,388	59,839	95,511	74,542	22,770

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
貸出金(※)	395,155	318,448	247,930	155,233	169,068	263,627
合 計	395,155	318,448	247,930	155,233	169,068	263,627

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない23,369百万円、期間の定めのないもの213,830百万円を含んでおります。

(注3) 社債、借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預金(※)	1,745,939	102,720	6,135	—	—	—
譲渡性預金	5,310	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	45,000	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	9,001	—	—	—	—	—
借入金	274,700	12,500	4,300	—	—	—
社債	—	5,000	—	—	—	—
合 計	2,079,951	120,220	10,435	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	106,489	85,585	—	192,074
社債	—	72,693	17,812	90,505
株式	20,133	3,572	—	23,705
その他(※1)	8,636	35,309	—	43,945
資産計	135,258	197,160	17,812	350,231
デリバティブ取引(※2)				
金利関連	—	194	—	194
通貨関連	—	(99)	—	(99)
デリバティブ取引計	—	95	—	95

(※1) 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、表中に含まれていない投資信託の連結貸借対照表における金額は、51,153百万円となります。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	641,593	904,954	1,546,547
資産計	—	641,593	904,954	1,546,547
預金	—	1,854,868	—	1,854,868
譲渡性預金	—	5,314	—	5,314
借入金	—	291,500	—	291,500
社債	—	—	5,031	5,031
負債計	—	2,151,682	5,031	2,156,714

(注1) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、スワップ金利、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類および内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金および譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金および譲渡性預金の時価は一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）の預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分して、将来の元利金の合計額を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、同様の新規借入を市場で行った場合に想定される利率を用いております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

社債

当行の発行する社債は、市場価格または将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・パニラ型の金利スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	倒産確率	0.0%~5.6%	0.1%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却、発行及 び決済の純 額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産お よび金融負 債の評価損 益(※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の包括 利益に計上 (※2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	16,220	—	△12	1,604	—	—	17,812	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは総合企画部において時価の算定に関する方針および手続を定めており、これに沿って各部が時価を算定しております。算定された時価は、リスク統括部にて、時価の算定に用いられた評価技法およびインプットの妥当性を検証しております。検証結果は毎期内部監査部に報告され、時価の算定の方針および手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債、貸出金、譲渡性預金および借入金の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。当該インプットの著しい増加(減少)は、それら単独では、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、倒産時の損失率に関して用いている仮定の同方向への変化を伴います。

(有価証券関係)

1. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	21,715	10,305	11,409
	債 券	133,454	132,790	664
	国 債	54,804	54,535	268
	地方債	27,300	27,128	171
	社 債	51,349	51,126	223
	その他	38,294	35,682	2,611
	小 計	193,463	178,779	14,684
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,990	2,198	△207
	債 券	149,126	150,352	△1,226
	国 債	51,685	52,137	△451
	地方債	58,284	58,764	△479
	社 債	39,155	39,450	△294
	その他	56,804	59,019	△2,214
	小 計	207,921	211,569	△3,648
合 計		401,385	390,349	11,036

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	8,483	4,023	304
債 券	10,591	0	252
国 債	10,111	—	252
社 債	479	0	—
その他	23,269	1,519	1,138
合 計	42,344	5,543	1,696

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (市場価格のない株式等および組合出資金を除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ50%以上下落したものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。また30%以上下落し、かつ信用リスクの変化などに起因して時価が著しく下落したものについては、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度
役務取引等収益	5,985
預金・貸出業務	2,971
為替業務	1,264
証券関連業務	1,074
代理業務	545
その他	130
その他業務収益	—
その他経常収益	—
顧客との契約から生じる経常収益	5,985
上記以外の経常収益	25,543
外部顧客に対する経常収益	31,528

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額および科目名

営業経費 56百万円

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当行取締役（社外取締役を除く）7名 当行執行役員7名	当行取締役（社外取締役を除く）7名 当行執行役員7名	当行取締役（社外取締役を除く）8名 当行執行役員6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	当行普通株式 35,100株	当行普通株式 32,100株	当行普通株式 29,100株
付与日	2013年7月31日	2014年7月30日	2015年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2013年8月1日～2043年7月31日	2014年7月31日～2044年7月30日	2015年7月31日～2045年7月30日

	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当行取締役（社外取締役を除く）8名 当行執行役員7名	当行取締役（社外取締役を除く）8名 当行執行役員9名	当行取締役（社外取締役を除く）7名 当行執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	当行普通株式 28,300株	当行普通株式 33,900株	当行普通株式 32,800株
付与日	2016年7月27日	2017年7月26日	2018年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2016年7月28日～2046年7月27日	2017年7月27日～2047年7月26日	2018年8月2日～2048年8月1日

	2019年ストック・オプション	2020年ストック・オプション	2021年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当が取締役（社外取締役を除く）8名 当行執行役員10名	当が取締役（社外取締役を除く）8名 当行執行役員10名	当が取締役（社外取締役を除く）6名 当行執行役員5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	当行普通株式 37,600株	当行普通株式 39,600株	当行普通株式 41,000株
付与日	2019年7月31日	2020年7月29日	2021年7月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2019年8月1日～2049年7月31日	2020年7月30日～2050年7月29日	2021年7月29日～2051年7月28日

（注）2016年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2016年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	7,600株	9,200株	10,200株
権利確定	—	—	—
権利行使	1,900株	3,700株	3,700株
失効	—	—	—
未行使残	5,700株	5,500株	6,500株

	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	12,300株	20,300株	24,000株
権利確定	—	—	—
権利行使	3,500株	9,000株	10,800株
失効	—	—	—
未行使残	8,800株	11,300株	13,200株

	2019年ストック・オプション	2020年ストック・オプション	2021年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	－	－	－
付与	－	－	41,000株
失効	－	－	－
権利確定	－	－	41,000株
未確定残	－	－	－
権利確定後			
前連結会計年度末	32,600株	38,400株	－
権利確定	－	－	41,000株
権利行使	14,300株	13,900株	－
失効	－	－	－
未行使残	18,300株	24,500株	41,000株

② 単価情報

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
権利行使価格（注1）	1円	1円	1円
行使時平均株価	1,759円	1,588円	1,588円
付与日における公正な評価単価（注2）	1,650円	1,710円	2,180円

	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
権利行使価格（注1）	1円	1円	1円
行使時平均株価	1,588円	1,588円	1,588円
付与日における公正な評価単価（注2）	2,190円	2,174円	2,178円

	2019年ストック・オプション	2020年ストック・オプション	2021年ストック・オプション
権利行使価格（注1）	1円	1円	1円
行使時平均株価	1,588円	1,588円	－
付与日における公正な評価単価（注2）	2,079円	1,932円	1,300円

（注）1. 1株当りに換算して記載しております。

2. 2016年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）を考慮し、1株当りに換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2021年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法
ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値および見積方法

	2021年ストック・オプション
株価変動性(注1)	26.873%
予想残存期間(注2)	3.0年
予想配当(注3)	40円/株
無リスク利子率(注4)	△0.139%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する期間(2018年7月29日から2021年7月28日まで)の株価実績に基づき算定しております。
2. 過去10年間に在籍した役員の在任期間および退任時の年齢を基に各役員の退任時点を見積り、各役員の付与個数で加重平均する方法で見積もっております。
3. 2021年3月期の配当実績であります。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 4,955円94銭

1 株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 171円30銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 170円30銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

(重要な後発事象)

(株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の共同持株会社設立(共同株式移転)に関する最終契約締結及び株式移転計画書の作成並びに剰余金の配当(特別配当)について)

当行と株式会社愛知銀行(取締役頭取 伊藤行記、以下「愛知銀行」といい、当行と愛知銀行を総称して「両行」といいます。)は、2021年12月10日に両行間で締結した基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)に基づき、2022年5月11日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等が得られること並びに株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)がその保有する当行株式8,534,385株の全てを、当行が実施する当行株式に対する公開買付け(以下「本自己株公開買付け」という、(重要な後発事象)の『自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始予定について』参照)に応募したうえで本自己株公開買付けの決済が適法に完了していること等を前提として、共同株式移転の方式により2022年10月3日をもって両行の完全親会社となる「株式会社あいちフィナンシャルグループ」(以下「共同持株会社」といいます。)を設立すること(以下「本株式移転」といいます。)、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、2022年5月11日、両行間で経営統合契約書(以下「本経営統合契約書」といいます。)を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成いたしました。その内容は以下のとおりであります。

1. 本経営統合の経緯・理由

両行は、多種・多様な産業の集積地である愛知県に本店を置く地域金融機関として、その社会的使命を果たしながら、地域の皆さまに支えられることにより確固たる経営基盤を構築してまいりました。

近時では、全国的に環境問題やポストコロナなど、産業構造や社会環境が変化する中、愛知県を中心とした両行の営業圏である東海エリア（以下「当地区」といいます。）では、事業を営むお客さまの経営課題や、個人のお客さまのライフスタイルの変化等により、お客さまのニーズは高度化・多様化しており、地域金融機関としての使命・役割が増し、ビジネスチャンス拡大のターニングポイントにあると捉えております。また、フィンテック企業などの異業種から金融分野への参入により競争環境が激しくなっている一方、それらを競争相手としてだけでなく、それぞれの技術や営業基盤を活かした提携関係を構築し、銀行法の規制緩和を有効に活用するなどして、収益の柱となり得る新たな金融ビジネスを切り拓くことで、持続的な収益基盤を構築するとともに、地域金融機関として地域社会に貢献していくことが求められています。

こうした経営環境及び経営課題を両行が認識し、拡大が見込まれる当地区の肥沃なマーケットにおいて、隣県を含む他の金融機関との競争が激化する中、今後も地域の皆さまの期待に応え続けるためには、永年にわたり当地区で営業基盤を築き上げてきた両行の経営資源や強みを活かし、都市型の金融機関同士の経営統合を実現させ、突出したプレゼンスを発揮することにより競争力を高め、高度な金融サービスを提供し続けることが、両行のステークホルダーの皆さまの発展に貢献するための最適な選択であると判断いたしました。

両行は、本基本合意書に基づき、2022年10月3日を目途とする本株式移転による共同持株会社の設立及び共同持株会社のもとでの将来的な両行の合併を基本方針とする経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に向け協議・検討を進めてまいりましたが、2022年5月11日、両行が相互信頼及び対等の精神に則り、本経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

2. 本株式移転の要旨

(1) 本株式移転の日程

2021年12月10日（金）	本基本合意書の締結（両行）
2022年3月2日（水）	公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受領
2022年3月31日（木）	定時株主総会に係る基準日（両行）
2022年5月11日（水）	本経営統合契約書の締結に係る取締役会決議及び本経営統合契約書の締結（両行） 本株式移転計画の作成に係る取締役会決議及び本株式移転計画の作成（両行） 自社株公開買付応募契約書の締結に係る取締役会決議及び自社株公開買付応募契約書の締結（当行）
2022年6月24日（金）（予定）	定時株主総会開催（本株式移転計画の承認決議）（両行）
2022年9月29日（木）（予定）	東京証券取引所、名古屋証券取引所上場廃止日（両行）
2022年10月3日（月）（予定）	共同持株会社の成立日（本株式移転の効力発生日） 共同持株会社の株式上場日

（注1） 今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

（注2） 当行による特別配当の詳細については、下記「6.剰余金の配当（特別配当）」をご参照ください。

(2) 本株式移転の方式

両行を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	愛知銀行	中京銀行
株式移転比率	3.33	1

（注1）株式の割当比率

愛知銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式3.33株を、当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定です。上記の株式移転比率は、第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・デリジェンスの結果等を踏まえて、両行の市場株価、財務の状況、将来の見通し、本株式移転に先立ち実施される本自己株公開買付け、下記「6.剰余金の配当（特別配

当)」に記載のとおり当行の一般株主の皆様への株主還元策である当行株式1株あたり141円（源泉徴収税額控除前、以下同じとします。）の剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）等の要因を総合的に勘案した上で決定されたものです。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、本経営統合契約書の締結後、本株式移転の効力発生日までの間において、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合等においては、両行で協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：49,094,859株

上記は、愛知銀行の2022年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（10,943,240株）及び当行の2022年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（21,780,058株）を前提として算出しております。但し、当行は本自己株公開買付けにより三菱UFJ銀行が保有する普通株式8,534,385株を自己株式として取得する予定であること、及び、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれが所有する自己株式の全部を消却する予定であることに鑑み、愛知銀行の2022年3月31日時点における自己株式数（176,712株）並びに当行の2022年3月31日時点における自己株式数（5,150株）及び当行が本自己株公開買付けにより取得する予定である三菱UFJ銀行が保有する普通株式8,534,385株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本自己株公開買付けの結果、愛知銀行又は当行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所、名古屋証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能とする予定です。

(4) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式移転に際し、愛知銀行及び当行がそれぞれ発行している各新株予約権については、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、基準時における各新株予約権者に対し、その所有する各新株予約権に代わる共同持株会社の新株予約権を割当交付いたします。なお、両行は、新株予約権付社債を発行していません。

3. 本株式移転の当事会社の概要（2022年3月末時点）

名称	株式会社愛知銀行	株式会社中京銀行
所在地	名古屋市中区栄三丁目14番12号	名古屋市中区栄三丁目33番13号
代表者の役職・氏名	取締役頭取 伊藤 行記	取締役頭取 小林 秀夫
事業内容	銀行業	銀行業
資本金	180億円	318億円
設立年月日	1944年5月15日	1943年2月10日
発行済株式数	普通株式 10,943,240株	普通株式 21,780,058株
決算期	3月31日	3月31日

4. 本株式移転により新たに設立する会社（共同持株会社）の概要

(1) 商号	株式会社 あいちフィナンシャルグループ (英文表示: Aichi Financial Group, Inc.)
(2) 事業内容	当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行および銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理 (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務 (3) 前二号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務
(3) 本店所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
(4) 主な本社機能所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
(5) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役社長 伊藤 行記 (現 愛知銀行 取締役頭取) 代表取締役副社長 小林 秀夫 (現 中京銀行 取締役頭取) 取締役 藏富 宣彦 (現 愛知銀行 専務取締役) 取締役 松野 裕泰 (現 愛知銀行 常務取締役) 取締役 吉川 浩明 (現 愛知銀行 取締役) 取締役 早川 誠 (現 中京銀行 常務執行役員) 取締役 鈴木 規正 (現 愛知銀行 取締役) 取締役 伊藤 謙二 (現 愛知銀行 執行役員総合企画部長) 取締役 瀬林 寿志 (現 中京銀行 執行役員総合企画部長) 取締役 (監査等委員) 加藤 政宏 (現 愛知銀行 取締役 (監査等委員)) 取締役 (監査等委員) 江本 泰敏 (現 愛知銀行 社外取締役 (監査等委員)) 取締役 (監査等委員) 柴田 雄己 (現 中京銀行 社外取締役) 取締役 (監査等委員) 村田 知英子 (現 村田知英子税理士事務所所長) 取締役 (監査等委員) 栗本 幸子 (現 中京銀行 社外監査役) 取締役 (監査等委員) 我妻 巧 (現 株式会社インテック 常勤監査役)
(6) 資本金	20,000百万円
(7) 純資産 (連結)	未定
(8) 総資産 (連結)	未定
(9) 決算期	3月31日

5. 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、パーチェス法が適用される見込みです。また、本株式移転により発生するのれん（又は負ののれん）の金額に関しては、現段階では未定です。

6. 剰余金の配当（特別配当）

(1) 配当の内容

両行は、本経営統合契約書において、当行が、株主総会において本株式移転計画及び本特別配当の実施に係る承認が得られていること、本株式移転が中止されておらず、2022年10月3日付で本株式移転の効力が発生することが確実であると合理的に見込まれることを停止条件として、2022年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された当行の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して普通株式1株あたり141円の本特別配当を行うことを合意しております。

当行は、2022年5月11日、当行の取締役会において、本株主総会において本株式移転計画の承認に係る議案が承認可決されることを条件に、本特別配当を行う旨の議案を本株主総会に付議することを決議しました。本特別配当の内容は、以下のとおりであり、本株主総会において本株式移転計画及び本特別配当の実施に係る承認が得られていること、本株式移転が中止されておらず、2022年10月3日付で本株式移転の効力が発生することが確実であると合理的に見込まれることを条件として実施されます。

①基準日	2022年9月30日 (注1)
②1株あたりの配当金	141円
③配当金の総額	1,867百万円 (注2)

④効力発生日	未定（注3）
⑤配当原資	利益剰余金

- (注1) 本特別配当の基準日設定に関する公告日については、今後開催する当行の取締役会において決定されます。
- (注2) 配当金の総額は、1株当たり配当金に、当行の2022年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（21,780,058株）から、同日現在の自己株式数（5,150株）及び当行が本自己株公開買付けにより取得する予定である三菱UFJ銀行が保有する普通株式の数（8,534,385株）を控除した株式数（13,240,523株）を乗じた金額を記載しております。なお、本自己株公開買付けの結果や、当行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、配当金の総額が変動することがありますので、実際の配当金の総額は、1株当たり配当金に、上記基準日時点の発行済株式総数から同日時点の自己株式数を控除した株式数を乗じた金額となります。
- (注3) 本特別配当の効力発生日については、今後開催する当行の取締役会において決定されます。

(2) 配当の理由

本特別配当は、当行と愛知銀行との間で本経営統合に関する協議を行う一方で、当行取締役会において真摯に検討を行った上で決議されたものであり、本経営統合を実施するにあたって、当行の一般株主の皆様への一定の株主還元を行うことを目的として実施するものです。

(自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始予定について)

当行は、本経営統合の一環として、2022年5月11日において、当行が三菱UFJ銀行からその所有する当行の普通株式（以下「当行株式」といいます。）全部を取得する取引（以下「本自己株取得」といいます。）に係る応募契約（以下「本自己株取得契約」といいます。）を当行の筆頭株主である三菱UFJ銀行との間で締結いたしました。

当行は、2022年6月24日に開催予定の両行の各株主総会において本経営統合に係る株式移転計画の承認が得られること等を含む当行が自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始する前提条件が充足されたのち速やかに、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当行定款の規定に基づき、本自己株取得を行うこと及びその具体的な方法として本公開買付けを行うこと、並びに本公開買付けにおける買付予定数について、8,534,385株（所有割合38.89%）とすること及び本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格は1,195円とすることを決議する予定です。

1. 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由

2021年5月13日、当行と愛知銀行の間で守秘義務契約を締結した上で、両行は本経営統合に関する情報交換を開始いたしました。また当行は同時に、本経営統合を成就するためには当行の株主総会での承認が必要となると考えられたところ、株主総会の承認を得るためには当行の筆頭株主である三菱UFJ銀行の賛同を得ることが必須となると考えられたことから、同年5月14日、当行は、三菱UFJ銀行と守秘義務契約を締結した上で、事前に本経営統合への賛同及び本経営統合後の三菱UFJ銀行による両行が統合したグループへの関わり方について議論を開始いたしました。その後、議論が本格化してくる中で、三菱UFJ銀行も直接議論に加わり、本経営統合への賛同及び本経営統合後の共同持株会社を筆頭とするグループに対する三菱UFJ銀行の関わり方について議論すべきとの考えから、愛知銀行と三菱UFJ銀行の間では同年9月6日に守秘義務契約を締結しております。

両行において本経営統合後のあるべき金融グループを議論していく中で、両行は、多種・多様な産業の集積地である愛知県に本店を置く地域金融機関として、その社会的使命を果たしながら、地域の皆さまに支えられることにより確固たる経営基盤を構築してきており、今後も地域の皆さまの期待に応え続けるために、両行の経営資源や法人・個人顧客の経営基盤、コンサルティング機能等の強みを活かし、愛知県における経営基盤とコンサルティング機能により、持続可能なビジネスモデルを構築することにより、愛知県において存在感のある地域金融グループを目指し、それにより愛知県を中心とする東海地区におけるプレゼンスを發揮することで競争力を高め、高度な金融サービスを提供し続けることにより、両行のステークホルダーの皆さまの発展に貢献することを目指すという結論に至りました。

当行では、これまで約20年にわたり、三菱UFJ銀行との資本関係を活かし、同行からの専門的な知見やノウハウの提供をはじめ、様々な分野でサポートを受けてまいりましたが、当行における、営業及び管理に関する業務の習得と内製化が進み、また、三菱UFJ銀行との業務上の連携も定着してきた状況から、資本関係がなくとも、三菱UFJ銀行とは引き続き良好な関係を維持しつつ、業務上の連携を継続することが可能であると判断し、三菱UFJ銀行というグローバルに展開する金融機関が大株主として残るグループではなく、地域に根ざした金融機関として、愛知県というマーケットを中心とする東海地区に立脚する独立した金融グループを本経営統合において目指すべきとの考えに2021年7月上旬に至り、三菱UFJ銀行がその所有する当行株式全てを売却（以下「本売却」といいます。）することについて、2021年7月上旬に当行において議論いたしました。当行は様々なストラクチャーの検討を行いました。結論として、当行が三菱UFJ銀行が所有する当行株式を自己株式として取得すること

が、当行の1株当たり当期純利益（EPS）、1株当たり純資産（BPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）の資本効率に寄与し株主に対する利益還元につながることに加え、当行の自己資本比率（国内基準）も単体ベースで2021年3月末時点で8.33%であり資本余力も十分にあると判断したことから、当行は、2021年7月上旬、当行による自己株式取得を通じて本売却を成就させることを基本方針とすることが最良であると判断しました。そして、2021年7月下旬、三菱UFJ銀行及び愛知銀行にも当該基本方針及び考え方を示し、2021年11月下旬、三菱UFJ銀行及び愛知銀行から当該基本方針及び考え方に関しての賛同を得たため、本自己株取得を行う意向があることを相互に確認することを定めた覚書を2021年12月10日に締結するに至りました。

その後も本自己株取得契約に関する協議を継続し、当行は、2022年5月11日付で、三菱UFJ銀行との間で本自己株取得契約を締結するに至り、当行は、本自己株取得契約の定めに従い、下表に記載の条件により本公開買付けを実施し、三菱UFJ銀行は応募合意株式を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

2. 自己株式の公開買付けの概要

1	公開買付者	株式会社中京銀行
2	対象となる株券等	当行株式
3	公開買付価格	中京銀行株式1株につき、1,195円
4	公開買付期間	2022年7月1日から2022年8月1日までの21営業日（又は中京銀行が法令等に基づき当該期間を延長したときは、当該延長後の期間）
5	買付予定数の下限	無し
6	買付予定数の上限	8,534,385株
7	撤回事由	中京銀行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項により準用される法第27条の11第1項その他適用のある法令等の範囲内で本公開買付けに係る公開買付届出書に記載するところによる。

本公開買付けにより取得した自己株式については、本公開買付けの終了後に消却する方針です。その具体的な時期は2022年5月11日時点では未定ですが、本経営統合が実施される2022年10月3日より前に本公開買付けにより取得した自己株式を含めた当行が保有する全ての自己株式の消却を実施する予定です。

【株主総会参考書類(第2号議案関連)】

第2号議案「株式会社愛知銀行との株式移転計画承認の件」のうち下記事項

- ・株式会社愛知銀行 新株予約権に関する事項
- ・株式会社愛知銀行 業務の適正を確保する体制
- ・株式会社愛知銀行 株主資本等変動計算書
- ・株式会社愛知銀行 個別注記表
- ・株式会社愛知銀行 連結株主資本等変動計算書
- ・株式会社愛知銀行 連結注記表

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(注) 46頁～117頁における「当行」とは愛知銀行を示します。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第2回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2013年7月19日 ③新株予約権の総数 7個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 700株 ⑤新株予約権の行使期間 2013年7月20日から2043年7月19日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。 	1名
	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第3回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2014年7月25日 ③新株予約権の総数 5個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 500株 ⑤新株予約権の行使期間 2014年7月26日から2044年7月25日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。 	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
<p>取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)</p>	<p>①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第4回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2015年7月24日 ③新株予約権の総数 8個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 800株 ⑤新株予約権の行使期間 2015年7月25日から2045年7月24日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>2名</p>
	<p>①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第5回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2016年7月22日 ③新株予約権の総数 18個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 1,800株 ⑤新株予約権の行使期間 2016年7月23日から2046年7月22日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>3名</p>

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
<p>取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)</p>	<p>①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第6回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2017年7月21日</p> <p>③新株予約権の総数 16個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 1,600株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2017年7月22日から2047年7月21日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>3名</p>
	<p>①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第7回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2018年7月20日</p> <p>③新株予約権の総数 18個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 1,800株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2018年7月21日から2048年7月20日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>3名</p>

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
<p>取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)</p>	<p>①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第8回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2019年7月19日</p> <p>③新株予約権の総数 39個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 3,900株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2019年7月20日から2049年7月19日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>3名</p>
	<p>①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第9回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2020年7月22日</p> <p>③新株予約権の総数 78個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 7,800株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2020年7月23日から2050年7月22日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>5名</p>

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第10回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2021年7月21日 ③新株予約権の総数 108個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 10,800株 ⑤新株予約権の行使期間 2021年7月22日から2051年7月21日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。 	7名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はございません。

業務の適正を確保する体制

<業務の適正を確保するための体制の内容の概要>

当行は以下のとおり、業務の適正を確保するための体制として「内部統制システムの構築に関する基本方針」を取締役会決議により定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員は、銀行の「経営理念」「行是」「行訓」を基に制定された「愛知銀行倫理・行動憲章」に従い、法令等を遵守し、社会規範に反することのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。

コンプライアンスの統括組織としてはコンプライアンス委員会を、法令等遵守を統括管理するコンプライアンス担当部署としては、コンプライアンス・リスク統括部を設置し、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。

役職員に「コンプライアンス・マニュアル」を配布し法令遵守の周知徹底を図る。また、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、取締役はその進捗状況や委員会等の報告を受け評価を行う。

法令違反行為等を通報・相談する体制として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、不正行為等の早期発見・早期解決及び是正を図る。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、取引を含めた一切の関係の遮断を図り、不当要求には断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「セキュリティポリシー」等に基づき情報資産の適切な管理を図る。

取締役会議事録をはじめ重要な各種委員会等の議事録・報告書を作成し、法令及び行内規定により、主管部で保管する。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう行内規定に基づき文書の整理及び保存を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理の基本規定」及び「危機管理規定」に基づき、リスク種類ごとに基本規定・マニュアルを整備しリスク管理を図る。

リスク管理の統括組織としてはリスク管理委員会を設置し、各種リスクの状況報告・統合的リスク管理等に関する協議・検討を行う。

信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク等の状況については、定期的に取り締役会へ報告される体制とする。

取締役会直轄の組織として監査部を設置し、本部各部・営業店及びグループ会社の内部監査を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要がある場合は随時開催する。各種委員会を設置し、重要な案件につき横断的な協議を行う。また、「職制」「事務分掌規定」等に基づき、取締役の職務を明確化し、職務の執行が効率的に行われることを図る。

取締役は、その業務執行状況について定期的に取り締役会に報告する。

(5) 当行ならびにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関連会社管理規定」により、リスク管理・コンプライアンス等、グループ会社を管理する業務所管部署を定めるとともに、重要事項に関する銀行への承認事項、報告事項を定める。

グループ会社の統括は総合企画部が担当し、「関連会社管理規定」に基づきグループ各社から業務内容の報告を受けるとともに、グループ各社の指導・管理を行う体制とする。

また、銀行の監査部はグループ会社の内部管理体制等の適切性・有効性について監査を実施する体制とする。

銀行とグループ会社は、コンプライアンス・ホットラインについて、統一的に運用・対応できる体制とする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会事務局を設置し、常勤で専任の使用人を所属させる。監査等委員会事務局の使用人の人数及び選任について、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重する。

- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局に所属する使用人の任命及び異動、人事考課については、監査等委員会の意見を尊重する。

監査等委員会事務局に所属する使用人は、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。

- (8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

常勤の監査等委員へ、重要な稟議書・報告書は回覧し、また重要なリスクが生じた場合は報告する体制とする。

監査等委員会は必要に応じて報告事項等について取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人に説明を求めることができる体制とする。

常勤の監査等委員は、銀行及びグループ会社のコンプライアンス・ホットラインの通報・相談窓口の一つになり、通報・相談を受けることができる体制とする。また、通報者・相談者についての秘密を保持し、就業上の不利益等を被らないよう取扱う。

- (9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、その費用を銀行に求めることができる。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役へのヒアリングなどを定期的に行う。また、弁護士、会計監査人、グループ会社の監査役、内部監査部門である監査部と連携し、定期的な会合を持つなどして監査が実効的に行われることを確保する体制をとる。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ・ 当行は、愛知銀行倫理・行動憲章、コンプライアンスの手引、基本法令・Q&A等を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を役職員に配布し、法令遵守の周知・徹底を図っております。
- ・ コンプライアンス委員会につきましては、原則隔月開催し、コンプライアンス体制の整備・強化を図っております。
- ・ 「コンプライアンス規定」に基づき、年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス・プログラムの実施状況、重要なコンプライアンス違反の発生内容及び改善策、その他重要事項について、半期毎にコンプライアンス委員会、取締役会への報告を行っております。
- ・ 法令違反行為等を通報・相談する体制につきましては、当行の常勤の監査等委員・監査部長及び第三者機関（弁護士）を窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置しており、通報状況等は定期的にコンプライアンス委員会、取締役会へ報告しております。
- ・ 反社会的勢力への対応につきましては、対応状況についてコンプライアンス委員会、取締役会へ報告しております。

(2) リスク管理体制

- ・ 当行は、リスク管理委員会を原則隔月開催し、各種リスクの状況報告、統合的リスク管理等に関する協議・検討のほか、リスク管理・危機管理に関する規定・マニュアルの整備を行っております。
- ・ また、統合的リスク管理の状況のほか、リスク種類毎の概況を半期毎に取締役会へ報告しております。
- ・ 監査部は、本部各部・営業店及びグループ会社の内部監査を行い、監査結果及び改善状況等を半期毎に取締役会へ報告しております。

(3) 取締役の効率的な職務執行を確保するための体制

- ・ 取締役会は毎月1回定例的に開催するほか、必要がある場合は随時開催しております。当事業年度は定例取締役会を12回、臨時取締役会を9回開催しております。

- ・ また、重要な案件について協議を行うため、経営管理委員会（18回）、リスク管理委員会（10回）、コンプライアンス委員会（9回）を開催しております。
 - ・ 取締役の職務は、「職制」「事務分掌規定」等により明確化し、取締役の業務執行状況は、定期的に取締役会へ報告しております。
 - ・ 取締役会議事録をはじめ重要な各種委員会等の議事録・報告書を作成し法令及び行内規定に従い、主管部にて保存・管理を行っております。
- (4) **当行グループにおける業務の適正を確保するための体制**
- ・ グループ会社の管理体制、銀行への承認申請・報告を要する重要事項等を「関連会社管理規定」に定めております。また、総合企画部がグループ会社の統括部署として業務内容の報告を受けるとともに、グループ会社の指導・管理を行う体制を構築しております。
 - ・ 監査部は、グループ会社の内部管理態勢等の適切性・有効性について監査を実施しております。
 - ・ コンプライアンス・ホットラインにつきましては、銀行とグループ会社で統一的に運用・対応できる体制を構築しております。
- (5) **監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等**
- ・ 監査等委員会は、代表取締役へ定期的にヒアリングを行うとともに、会計監査人、グループ会社の監査役、内部監査部門である監査部等との間で定期的に情報交換を行い連携しております。
 - ・ 当行及びグループ会社の重要な稟議書・報告書は常勤の監査等委員へ随時回覧するとともに、常勤の監査等委員は各種委員会等の重要な会議に出席しております。
 - ・ 監査等委員会の職務を補佐するため、監査等委員会以外から指揮命令をうけない専任のスタッフが所属しております。

第113期株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,000	13,834	-	13,834	5,392	434	127,280	4,376	137,484
当期変動額									
剰余金の配当								△1,721	△1,721
当期純利益								10,801	10,801
自己株式の取得									
自己株式の処分			△9	△9					
土地再評価差額金の取崩								140	140
別途積立金の積立							2,000	△2,000	-
利益剰余金から資本剰余金への振替			9	9				△9	△9
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,000	7,211	9,211
当期末残高	18,000	13,834	-	13,834	5,392	434	129,280	11,587	146,695

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,055	168,263	59,255	100	8,413	67,768	302	236,334
当期変動額								
剰余金の配当		△1,721						△1,721
当期純利益		10,801						10,801
自己株式の取得	△3	△3						△3
自己株式の処分	78	69						69
土地再評価差額金の取崩		140						140
別途積立金の積立		－						－
利益剰余金から資本剰余金への振替		－						－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△16,638	535	△140	△16,243	△43	△16,286
当期変動額合計	75	9,286	△16,638	535	△140	△16,243	△43	△6,999
当期末残高	△979	177,549	42,616	635	8,272	51,525	259	229,334

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法〔ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法〕を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規定に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これらに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金（保証負担損失引当金）は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上方法

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務等の提供であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日 企業会計基準委員会）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ会計の内容は以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ

ヘッジ手段である金融商品の種類

金利スワップ

ヘッジ対象である金融商品の種類

国債

ヘッジ取引の種類

相場変動を相殺するもの

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによりキャッシュ・バック等顧客に支払われる対価の一部が、「営業経費」又は「その他経常費用」中の「その他の経常費用」として処理する方法から、取引価格より減額する方法に変更しております。

これによる、計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響は軽微であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 13,223百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当規定に則り貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報を基礎として、定性的要因等を勘案した判断を加えて決定しており、主に下記の領域において見積りの不確実性が高くなっています。

- ・債務者の将来の業績見通しを含む信用状況の把握(財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等も含む)
- ・直近の経済環境、リスク要因を踏まえた将来の見通しや過去の貸倒実績に基づく予想損失の見積り

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う貸倒引当金の見積りについては、新型コロナウイルス感染症拡大とこれに伴う経済活動の停滞が翌事業年度においてもその影響が継続するものと見込まれますが、政府の経済対策にも支えられ徐々に経済活動等は回復するものと見ております。

こうした中、引き続き、業種によっては売上減少など業績への影響が残るものと想定し、貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、影響を受けると見込まれる債務者の足許の業績悪化の状況を債務者区分に反映させ、貸倒引当金を計上しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は高い不確実性を伴い、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や経済環境の変化、貸出先の経営状況の変動等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,888百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,478百万円
危険債権額	40,489百万円
要管理債権額	5,005百万円
三月以上延滞債権額	302百万円
貸出条件緩和債権額	4,703百万円
小計額	52,974百万円
正常債権額	2,756,813百万円
合計額	2,809,787百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入

れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,346百万円であります。

4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、3,248百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	463,045百万円
貸出金	111,268百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー	6,119百万円
債券貸借取引受入担保金	49,241百万円
借入金	447,070百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券704百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金10,000百万円及び保証金334百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、619,394百万円であり、これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

8. 有形固定資産の減価償却累計額	24,207百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額	1,892百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は36,078百万円であります。	
11. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額	3百万円
12. 関係会社に対する金銭債権総額	7,200百万円
13. 関係会社に対する金銭債務総額	5,123百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 35百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 14百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 72百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 50百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 47百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 246百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 0百万円 |
2. 資産の用途変更や継続的な地価の下落等により、次の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額及び撤去費用等を減損損失（186百万円）として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
稼働資産	愛知県内	営業店舗等3か店	土地及び建物動産等	186
			(うち土地)	71)
			(うち建物等)	77)
			(うち動産等)	-)
			(うち撤去費用)	37)
合計				186
			(うち土地)	71)
			(うち建物等)	77)
			(うち動産等)	-)
			(うち撤去費用)	37)

稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

また、遊休資産については各々1つの単位として取り扱っております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 関連当事者との取引

役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員 の 近親者	犬飼康道	-	-	税理士	-	-	資金の貸付	(平均残高)	貸出金	29
								30		
								(貸出金利息)		
								0		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	189	0	14	176	(注)
合計	189	0	14	176	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少14千株は、単元未満株式の買増請求による減少0千株及びストック・オプションの行使に伴う自己株式処分による減少14千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2022年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	1,888
関連法人等株式	—

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	115,790	53,213	62,577
	債 券	189,453	188,243	1,210
	国 債	999	998	0
	地 方 債	66,897	66,687	210
	社 債	121,557	120,557	1,000
	外 国 債 券	17,788	17,673	115
	そ の 他	93,096	82,657	10,439
	小 計	416,130	341,787	74,343
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	12,129	13,686	△1,557
	債 券	389,434	394,612	△5,177
	国 債	126,798	129,791	△2,992
	地 方 債	97,548	98,805	△1,257
	社 債	165,087	166,015	△927
	外 国 債 券	56,130	58,453	△2,322
	そ の 他	123,481	128,057	△4,576
	小 計	581,176	594,810	△13,634
合 計	997,306	936,597	60,709	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	1,403
組 合 出 資 金 等	1,003

組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	13,085	5,353	532
債券	28,299	45	79
国債	14,501	43	32
地方債	—	—	—
社債	13,798	2	47
外国債券	9,790	4	12
その他	19,218	489	960
合計	70,393	5,891	1,584

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は72百万円(うち、株式64百万円、社債8百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べて30%以上下落したものとしております。

そのうち、下落率50%以上の銘柄は一律減損処理し、下落率30%以上50%未満のものは、時価の回復可能性があると認められるもの以外について、全て減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	3,692百万円
偶発損失引当金	478
減価償却費	348
有価証券償却	1,390
土地減損等	336
その他	1,599
繰延税金資産小計	7,846
評価性引当額	△1,985
繰延税金資産合計	5,861
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△18,092
退職給付引当金	△14
退職給付信託設定益	△337
繰延ヘッジ損益	△280
買換資産圧縮積立金	△191
その他	△11
繰延税金負債合計	△18,928
繰延税金負債の純額	△13,066百万円

(収益認識関係)

連結計算書類に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当事業年度における費用計上額及び科目名

営業経費 25百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役除く）13名	当行の取締役（社外取締役除く）13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 13,000 株	当行普通株式 12,200 株
付与日	2012年7月20日	2013年7月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2012年7月21日 ～2042年7月20日	2013年7月20日 ～2043年7月19日
	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役除く）13名	当行の取締役（社外取締役除く）13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 9,100 株	当行普通株式 7,100 株
付与日	2014年7月25日	2015年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2014年7月26日 ～2044年7月25日	2015年7月25日 ～2045年7月24日
	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）13名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 10,600 株	当行普通株式 7,400 株
付与日	2016年7月22日	2017年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年7月23日 ～2046年7月22日	2017年7月22日 ～2047年7月21日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）9名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 7,700株	当行普通株式 9,500株
付与日	2018年7月20日	2019年7月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2018年7月21日 ～2048年7月20日	2019年7月20日 ～2049年7月19日
	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）7名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 10,600株	当行普通株式 10,800株
付与日	2020年7月22日	2021年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2020年7月23日 ～2050年7月22日	2021年7月22日 ～2051年7月21日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前					
前事業年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後					
前事業年度末	4,000株	6,900株	5,800株	6,100株	10,600株
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	2,600株	2,900株	1,900株	2,300株	2,900株
失効	—	—	—	—	—
未行使残	1,400株	4,000株	3,900株	3,800株	7,700株

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利確定前					
前事業年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	10,800株
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	10,800株
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後					
前事業年度末	7,400株	7,700株	9,500株	10,600株	—
権利確定	—	—	—	—	10,800株
権利行使	1,300株	100株	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	6,100株	7,600株	9,500株	10,600株	10,800株

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	2,848円	3,375円	3,831円	4,363円	4,566円
付与日における公正な 評価単価	3,645円	4,556円	4,959円	6,811円	4,466円

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	4,700円	4,700円	—	—	—
付与日における公正な 評価単価	6,004円	4,673円	3,523円	2,358円	2,367円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第10回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第10回新株予約権
株価変動性（注1）	30.666%
予想残存期間（注2）	4.1年
予想配当（注3）	120円／株
無しスク利子率（注4）	△0.152%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する期間（2017年6月から2021年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。
2. 過去10年間に退任した取締役の平均在任期間と、現在の在任取締役の平均在任期間との差を予想残存期間とする方法で見積もっております。
3. 2021年3月期の配当実績であります。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	21,275円57銭
1株当たりの当期純利益金額	1,003円85銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	998円15銭

(重要な後発事象)

当行と株式会社中京銀行との経営統合について

株式会社愛知銀行（取締役頭取 伊藤行記、以下「愛知銀行」といいます。）と株式会社中京銀行（取締役頭取 小林秀夫、以下「中京銀行」といい、愛知銀行と中京銀行を総称して「両行」といいます。）は、2021年12月10日に両行間で締結した基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）に基づき、2022年5月11日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等が得られること並びに株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）がその保有する中京銀行株式8,534,385株の全てを本自己株公開買付け（以下、2. に定義されます。）に応募したうえで本自己株公開買付けの決済が適法に完了していること等を前提として、共同株式移転の方式により2022年10月3日をもって両行の完全親会社となる「株式会社あいちフィナンシャルグループ」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成いたしました。

1. 本株式移転による経営統合の目的

(1) 経営統合の経緯・目的

愛知銀行と中京銀行は、多種・多様な産業の集積地である愛知県に本店を置く地域金融機関として、その社会的使命を果たしながら、地域の皆さまに支えられることにより確固たる経営基盤を構築してまいりました。

近時では、全国的に環境問題やポストコロナなど、産業構造や社会環境が変化する中、愛知県を中心とした両行の営業圏である東海エリア（以下「当地区」といいます。）では、事業を営むお客さまの経営課題や、個人のお客さまのライフスタイルの変化等により、お客さまのニーズは高度化・多様化しており、地域金融機関としての使命・役割が増し、ビジネスチャンス拡大のターニングポイントにあると捉えております。

また、フィンテック企業などの異業種から金融分野への参入により競争環境が激しくなってきた一方、それらを競争相手としてだけではなく、それぞれの技術や営業基盤を活かした提携関係を構築し、銀行法の規制緩和を有効に活用するなどして、収益の柱となり得る新たな金融ビジネスを切り拓くことで、持続的な収益基盤を構築するとともに、地域金融機関として地域社会に貢献していくことが求められています。

こうした経営環境及び経営課題を両行が認識し、拡大が見込まれる当地区の肥沃なマーケットにおいて、隣県を含む他の金融機関との競争が激化する中、今後も地域の皆さまの期待に応え続けるためには、永年にわたり当地区で営業基盤を築き上げてきた両行の経営資源や強みを活かし、都市型の金融機関同士の経営統合を実現させ、突出したプレゼンスを発揮することにより競争力を高め、高度な金融サービスを提供し続けることが、両行のステークホルダーの皆さまの発展に貢献するための最適な選択であると判断いたしました。

両行は、既に2021年12月10日付プレスリリース「株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の経営統合に関する基本合意について」においてお知らせしておりますように、本基本合意書に基づき、2022年10月3日を目途とする本株式移転による共同持株会社の設立及び共同持株会社のもとの将来的な両行の合併を基本方針とする経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に向け協議・検討を進めてまいりましたが、2022年5月11日に両行が相互信頼及び対等の精神に則り、本経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

（２）本株式移転の方式、本株式移転に係る割当ての内容

①株式移転の方式

両行を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

②本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	愛知銀行	中京銀行
株式移転比率	3.33	1

（注１）株式の割当比率

愛知銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式3.33株を、中京銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定です。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、本経営統合契約書の締結後、本株式移転の効力発生日までの間において、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合等においては、両行で協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数 (予定)

普通株式：49,094,859株

上記は、愛知銀行の2022年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(10,943,240株)及び中京銀行の2022年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(21,780,058株)を前提として算出しております。但し、中京銀行は本自己株公開買付けにより三菱UFJ銀行が保有する普通株式8,534,385株を自己株式として取得する予定であること、及び、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)までに、それぞれが所有する自己株式の全部を消却する予定であることに鑑み、愛知銀行の2022年3月31日時点における自己株式数(176,172株)並びに中京銀行の2022年3月31日時点における自己株式数(5,150株)及び中京銀行が本自己株公開買付けにより取得する予定である三菱UFJ銀行が保有する普通株式8,534,385株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本自己株公開買付けの結果、愛知銀行又は中京銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)、株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)及びその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能とする予定です。

(3) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式移転に際し、愛知銀行及び中京銀行がそれぞれ発行している各新株予約権については、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、基準時における各新株予約権者に対し、その所有する各新株予約権に代わる共同持株会社の新株予約権を割当交付いたします。なお、両行は、新株予約権付社債を発行しておりません。

2. 本株式移転の日程

2021年12月10日（金）	本基本合意書の締結（両行）
2022年 3月 2日（水）	公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受領
2022年 3月31日（木）	定時株主総会に係る基準日（両行）
2022年 5月11日（水）	本経営統合契約書の締結に係る取締役会決議及び本経営統合契約書の締結（両行） 本株式移転計画の作成に係る取締役会決議及び本株式移転計画の作成（両行） 本自社株公開買付応募契約書の締結に係る取締役会決議及び本自社株公開買付応募契約書の締結（中京銀行）
2022年 6月24日（金）（予定）	定時株主総会開催（本株式移転計画の承認決議）（両行）
2022年 9月29日（木）（予定）	東京証券取引所、名古屋証券取引所上場廃止日（両行）
2022年 9月30日（金）まで（予定）	本自己株公開買付けの決済開始日
2022年 9月30日（金）（予定）	両行の中間配当（中京銀行による特別配当を含む）の基準日
2022年10月 3日（月）（予定）	共同持株会社の成立日（本株式移転の効力発生日） 共同持株会社の株式上場日

（注） 今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

3. 本株式移転の当事会社の概要（2022年3月末時点）

名称	株式会社愛知銀行	株式会社中京銀行
所在地	名古屋市中区栄三丁目14番12号	名古屋市中区栄三丁目33番13号
代表者の役職・氏名	取締役頭取 伊藤 行記	取締役頭取 小林 秀夫
事業内容	銀行業	銀行業
資本金	180億円	318億円
設立年月日	1944年5月15日	1943年2月10日
発行済株式数	普通株式 10,943,240株	普通株式 21,780,058株
決算期	3月31日	3月31日

4. 本株式移転により新たに設立する会社

商号	株式会社あいちフィナンシャルグループ (英文表示：Aichi Financial Group, Inc.)
本店所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
主な本社機能所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
資本金	20,000 百万円
決算期	3月31日

5. 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、パーチェス法が適用される見込みです。また、本株式移転により発生するのれん（又は負ののれん）の金額に関しては、現段階では未定です。

第113期連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,000	13,883	142,074	△1,055	172,903
会計方針の変更による累積的影響額			△38		△38
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,000	13,883	142,036	△1,055	172,865
当期変動額					
剰余金の配当			△1,721		△1,721
親会社株主に帰属する当期純利益			10,945		10,945
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△9		78	69
土地再評価差額金の取崩			140		140
利益剰余金から資本剰余金への振替		9	△9		-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	9,355	75	9,430
当期末残高	18,000	13,883	151,391	△979	182,295

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	59,345	100	8,413	991	68,850	302	4,335	246,391
会計方針の変更による累積的影響額							△20	△58
会計方針の変更を反映した当期首残高	59,345	100	8,413	991	68,850	302	4,315	246,333
当期変動額								
剰余金の配当								△1,721
親会社株主に帰属する当期純利益								10,945
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								69
土地再評価差額金の取崩								140
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△16,627	535	△140	△65	△16,297	△43	90	△16,250
当期変動額合計	△16,627	535	△140	△65	△16,297	△43	90	△6,820
当期末残高	42,718	635	8,272	925	52,552	259	4,405	239,512

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法〔ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法〕を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規定に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これらに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の執行役員並びに連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当行の執行役員並びに連結される子会社及び子法人等の役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

11. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金(保証負担損失引当金)は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13~14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務等の提供であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジの有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日 企業会計基準委員会)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ会計の内容は以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	国債
ヘッジ取引の種類	相場変動を相殺するもの

16. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによりキャッシュ・バック等顧客に支払われる対価の一部が、「営業経費」又は「その他経常費用」中の「その他の経常費用」として処理する方法から、取引価格より減額する方法に変更しております。また、当行の連結される子法人等におけるクレジットカード年会費の収益認識基準は、従来、受取時に一括して収益認識しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務であることから、当連結会計年度から、経過期間に応じて収益を認識するように変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表、連結損益計算書、1株当たり純資産額及び1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が38百万円減少し、非支配株主持分の期首残高が20百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額
貸倒引当金 14,059百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

「会計方針に関する事項」「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当規定に則り貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報を基礎として、定性的要因等を勘案した判断を加えて決定しており、主に下記の領域において見積りの不確実性が高くなっています。

- ・債務者の将来の業績見通しを含む信用状況の把握(財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等も含む)
- ・直近の経済環境、リスク要因を踏まえた将来の見通しや過去の貸倒実績に基づく予想損失の見積り

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う貸倒引当金の見積りについては、新型コロナウイルス感染症拡大とこれに伴う経済活動の停滞が翌連結会計年度においてもその影響が継続するものと見込まれますが、政府の経済対策にも支えられ徐々に経済活動等は回復するものと見ております。

こうした中、引き続き、業種によっては売上減少など業績への影響が残るものと想定し、貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、影響を受けると見込まれる債務者の足許の業績悪化の状況を債務者区分に反映させ、貸倒引当金を計上しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は高い不確実性を伴い、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や経済環境の変化、貸出先の経営状況の変動等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,504百万円
危険債権額	40,489百万円
要管理債権額	5,005百万円
三月以上延滞債権額	302百万円
貸出条件緩和債権額	4,703百万円
小計額	53,000百万円
正常債権額	2,756,925百万円
合計額	2,809,926百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由

に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,346百万円であります。

3. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、3,248百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	463,045百万円
貸出金	111,268百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー及び売渡手形	6,119百万円
債券貸借取引受入担保金	49,241百万円
借入金	447,070百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券704百万円を差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金10,000百万円、保証金355百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、619,411百万円であり、これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

- | | |
|--|-----------|
| 7. 有形固定資産の減価償却累計額 | 24,730百万円 |
| 8. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 1,892百万円 |
| 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は36,078百万円であります。 | |
| 10. 当行の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 | 3百万円 |

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益5,431百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損532百万円及び株式等償却67百万円を含んでおります。
3. 資産の用途変更や継続的な地価の下落等により、次の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額及び撤去費用等を減損損失（186百万円）として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
稼働資産	愛知県内	営業店舗等3か店	土地及び建物動産等	186
			(うち土地)	71)
			(うち建物等)	77)
			(うち動産等)	－)
			(うち撤去費用)	37)
合計				186
			(うち土地)	71)
			(うち建物等)	77)
			(うち動産等)	－)
			(うち撤去費用)	37)

稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

また、遊休資産については各々1つの単位として取り扱っております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,943	－	－	10,943	
合計	10,943	－	－	10,943	
自己株式					
普通株式	189	0	14	176	(注)
合計	189	0	14	176	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少14千株は、単元未満株式の買増請求による減少0千株及びストック・オプションの行使に伴う自己株式処分による減少14千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			－		259		
	合計			－		259		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	752百万円	70円	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	968百万円	90円	2021年9月30日	2021年12月6日
合計	—	1,721百万円	—	—	—

(注) 2021年6月25日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、特別配当金20円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,368百万円	その他利益 剰余金	220円	2022年3月31日	2022年6月27日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客から「預金」を受け入れることで資金調達を行っております。また、調達資金である「預金」を民間企業や個人を対象に貸付けを行う貸出業務を行うとともに、債券、株式等で運用する市場運用を行っております。

デリバティブ取引については、顧客の為替変動リスク回避、当行自身の外貨資金調達取引及び金利上昇リスク回避のために利用しております。また、金融資産及び金融負債が市場リスクに晒されることから回避するため、総合的リスク管理の観点から、ヘッジ手段としてデリバティブを利用することとしております。

なお、デリバティブ取引のうち、金利スワップ取引の一部については、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジを適用しております。ヘッジ有効性評価につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として民間企業や個人に対する貸出金であり、金利リスク及び信用供与先の財務状況の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に債券、株式であり、債券は売買目的、その他有価証券及び満期保有目的、株式は純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されております。預金については、流動性預金と定期性預金があり、定期性預金の期間は最長で5年であります。

金利変動を伴う金融資産及び金融負債を保有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、格付別・業種別等の信用リスクを時系列で分析し、銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っております。

当行グループは、個別債務者の信用リスク管理について、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等を検証して評価を行っております。評価は、新規案件審査時及び実行後の途上与信管理や自己査定において定期的あるいは事象発生等により随時に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものであります。自己査定の集計結果等は自己査定検証部門が検証し、経営陣に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、与信管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。与信管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営陣に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しております。

また、当行では信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しております。

②市場リスクの管理

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、コンプライアンス・リスク統括部が市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを把握しております。

コンプライアンス・リスク統括部は、市場リスクの状況について、定期的に取り締役会・リスク管理委員会等に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

○市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数は金利リスクと株価リスクであります。金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券及び投資有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「預金」であり、株価変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券及び投資有価証券」のその他有価証券に分類される株式であります。当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「市場統合リスク」、「債券」、「投信・その他の証券」、「純投資株式」、「政策投資株式」に区分してVaRを算定することで、金利の変動リスク、及び株価の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。VaRの算定にあたってはヒストリカル・シミュレーション法(保有期間125日、信頼区間99%、観測期間10年)を採用しております。

2022年3月31日(当期の連結決算日)現在で当行グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で31,709百万円であります。VaRの算定にあたっては、バンキング勘定の金利リスクと投信・その他の証券の価格変動リスク、及び純投資株式の価格変動リスクを対象とするVaR値と、政策投資株式の価格変動リスクを対象とするVaR値を合算しております。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権	7,238	7,238	－
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	49	49	－
(3) 有価証券			
其他有価証券	990,476	990,476	－
(4) 貸出金	2,759,402		
貸倒引当金（*1）	△13,231		
	2,746,171	2,784,442	38,271
資産計	3,743,936	3,782,207	38,271
(1) 預金	3,389,658	3,389,673	14
(2) 譲渡性預金	4,100	4,100	－
(3) 借入金	455,615	455,282	△332
負債計	3,849,374	3,849,056	△317
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,860)	(1,860)	－
ヘッジ会計が適用されているもの（*3）	916	916	－
デリバティブ取引計	(944)	(944)	－

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*3）ヘッジ対象である国債の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、

主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1) (*2)	1,519
組合出資金等(*3)	1,003

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金	459,363	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	2,888	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	7,319
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	79,051	146,572	153,051	119,040	128,178	152,793
貸出金(*)	311,254	493,483	384,734	253,250	321,079	741,698
合 計	852,557	640,055	537,786	372,291	449,258	901,811

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない47,488百万円、期間の定めのないもの206,414百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預金(*)	3,195,761	187,030	6,866	—	—	—
譲渡性預金	4,100	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	131,119	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	49,241	—	—	—	—	—
借入金	252,885	142,197	60,495	37	—	—
合計	3,633,108	329,228	67,361	37	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
買入金銭債権	—	—	7,238	7,238
有価証券	256,037	488,654	36,356	781,047
売買目的有価証券	49	—	—	49
国債・地方債等	49	—	—	49
その他有価証券	255,987	488,654	36,356	780,998
国債・地方債等	127,797	164,445	—	292,243
社債	—	250,288	36,356	286,645
株式	128,180	—	—	128,180
その他	8	73,919	—	73,928
デリバティブ取引	—	1,068	—	1,068
金利関連	—	916	—	916
通貨関連	—	152	—	152
資産計	256,037	489,722	43,594	789,354
デリバティブ取引	—	2,012	—	2,012
金利関連	—	—	—	—
通貨関連	—	2,012	—	2,012
負債計	—	2,012	—	2,012

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は209,478百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	2,784,442	2,784,442
資産計	—	—	2,784,442	2,784,442
預金	—	3,389,673	—	3,389,673
譲渡性預金	—	4,100	—	4,100
借用金	—	455,282	—	455,282
負債計	—	3,849,056	—	3,849,056

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から入手した価格によっており、入手した価格に使用されたインプットに基づき、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、信用スプレッド、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレート（店頭基準金利）を用いております。なお、連結決算日における預入満期までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、当該取引から発生する見積将来キャッシュ・フローを無リスクの利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、連結決算日における満期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分が店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いているインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
其他有価証券				
自行保証付 私募債	割引現在価値法	割引率	0.0% - 12.5%	0.3%
		倒産時の損失率	0.0% - 7.0%	1.1%

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2022年3月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*)
		損益に計上(*)	その他の包括利益に計上					
買入金銭債権								
信託受益権	3,090	—	△107	4,255	—	—	7,238	—
有価証券								
その他有価証券								
自行保証付 私募債	32,476	△5	△80	3,966	—	—	36,356	—

(*) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは経営会議において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門及びコンプライアンス・リスク統括部が時価を算定しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

自行保証付私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率及び倒産時の損失率であります。これらのインプットの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	116,051	53,269	62,782
	債 券	189,453	188,243	1,210
	国 債	999	998	0
	地 方 債	66,897	66,687	210
	社 債	121,557	120,557	1,000
	外 国 債 券	17,788	17,673	115
	そ の 他	93,149	82,706	10,442
	小 計	416,443	341,892	74,551
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	12,129	13,686	△1,557
	債 券	389,434	394,612	△5,177
	国 債	126,798	129,791	△2,992
	地 方 債	97,548	98,805	△1,257
	社 債	165,087	166,015	△927
	外 国 債 券	56,130	58,453	△2,322
	そ の 他	123,576	128,158	△4,581
	小 計	581,271	594,911	△13,639
合 計		997,715	936,803	60,911

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	13,085	5,353	532
債券	28,299	45	79
国債	14,501	43	32
地方債	—	—	—
社債	13,798	2	47
外国債券	9,790	4	12
その他	19,261	489	967
合計	70,436	5,891	1,590

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、72百万円（うち、株式64百万円、社債8百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べて30%以上下落したものとしております。

そのうち、下落率50%以上の銘柄は一律減損処理し、下落率30%以上50%未満のものは、時価の回復可能性があると認められるもの以外について、全て減損処理を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益	6,809	425	7,235	874	8,109
預金・貸出業務	273	—	273	—	273
為替業務	2,135	—	2,135	—	2,135
代理業務	4,297	—	4,297	—	4,297
その他	103	425	528	874	1,403
その他経常収益	74	—	74	0	74
顧客との契約から生じる経常収益	6,884	425	7,309	874	8,184
上記以外の経常収益	40,457	7,352	47,809	118	47,928
外部顧客に対する経常収益	47,341	7,778	55,119	992	56,112

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、事務代行業、電算機による業務処理等事業及び投資事業有限責任組合の組成運營業務等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

上記分解情報に記載している銀行業の役務取引等収益のうち、主なものは、預金・貸出業務は融資関連手数料、為替業務は内国及び外国為替手数料、代理業務は口座振替手数料及び預かり資産手数料であり、役務の提供時点で履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 25百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役除く）13名	当行の取締役（社外取締役除く）13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 13,000 株	当行普通株式 12,200 株
付与日	2012年7月20日	2013年7月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2012年7月21日 ～2042年7月20日	2013年7月20日 ～2043年7月19日
	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役除く）13名	当行の取締役（社外取締役除く）13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 9,100 株	当行普通株式 7,100 株
付与日	2014年7月25日	2015年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2014年7月26日 ～2044年7月25日	2015年7月25日 ～2045年7月24日
	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）13名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 10,600 株	当行普通株式 7,400 株
付与日	2016年7月22日	2017年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年7月23日 ～2046年7月22日	2017年7月22日 ～2047年7月21日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）9名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 7,700株	当行普通株式 9,500株
付与日	2018年7月20日	2019年7月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2018年7月21日 ～2048年7月20日	2019年7月20日 ～2049年7月19日
	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）7名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 10,600株	当行普通株式 10,800株
付与日	2020年7月22日	2021年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2020年7月23日 ～2050年7月22日	2021年7月22日 ～2051年7月21日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後					
前連結会計年度末	4,000株	6,900株	5,800株	6,100株	10,600株
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	2,600株	2,900株	1,900株	2,300株	2,900株
失効	—	—	—	—	—
未行使残	1,400株	4,000株	3,900株	3,800株	7,700株

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利確定前					
前事業年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	10,800株
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	10,800株
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後					
前事業年度末	7,400株	7,700株	9,500株	10,600株	—
権利確定	—	—	—	—	10,800株
権利行使	1,300株	100株	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	6,100株	7,600株	9,500株	10,600株	10,800株

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	2,848円	3,375円	3,831円	4,363円	4,566円
付与日における公正な 評価単価	3,645円	4,556円	4,959円	6,811円	4,466円

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	4,700円	4,700円	—	—	—
付与日における公正な 評価単価	6,004円	4,673円	3,523円	2,358円	2,367円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第10回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第10回新株予約権
株価変動性（注1）	30.666%
予想残存期間（注2）	4.1年
予想配当（注3）	120円/株
無リスク利率（注4）	△0.152%

(注) 1. 予想残存期間に対応する期間（2017年6月から2021年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去10年間に退任した取締役の平均在任期間と、現在の在任取締役の平均在任期間との差を予想残存期間とする方法で見積もっております。

3. 2021年3月期の配当実績であります。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	21,811円72銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	1,017円22銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	1,011円45銭

(重要な後発事象)

当行と株式会社中京銀行との経営統合について

株式会社愛知銀行（取締役頭取 伊藤行記、以下「愛知銀行」といいます。）と株式会社中京銀行（取締役頭取 小林秀夫、以下「中京銀行」といい、愛知銀行と中京銀行を総称して「両行」といいます。）は、2021年12月10日に両行間で締結した基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）に基づき、2022年5月11日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等が得られること並びに株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）がその保有する中京銀行株式8,534,385株の全てを本自己株公開買付け（以下、2. に定義されます。）に応募したうえで本自己株公開買付けの決済が適法に完了していること等を前提として、共同株式移転の方式により2022年10月3日をもって両行の完全親会社となる「株式会社あいちフィナンシャルグループ」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成いたしました。

1. 本株式移転による経営統合の目的

(1) 経営統合の経緯・目的

愛知銀行と中京銀行は、多種・多様な産業の集積地である愛知県に本店を置く地域金融機関として、その社会的使命を果たしながら、地域の皆さまに支えられることにより確固たる経営基盤を構築してまいりました。

近時では、全国的に環境問題やポストコロナなど、産業構造や社会環境が変化する中、愛知県を中心とした両行の営業圏である東海エリア（以下「当地区」といいます。）では、事業を営むお客さまの経営課題や、個人のお客さまのライフスタイルの変化等により、お客さまのニーズは高度化・多様化しており、地域金融機関としての使命・役割が増し、ビジネスチャンス拡大のターニングポイントにあると捉えております。

また、フィンテック企業などの異業種から金融分野への参入により競争環境が激しくなってきた一方、それらを競争相手としてだけではなく、それぞれの技術や営業基盤を活かした提携関係を構築し、銀行法の規制緩和を有効に活用するなどして、収益の柱となり得る新たな金融ビジネスを切り拓くことで、持続的な収益基盤を構築するとともに、地域金融機関として地域社会に貢献していくことが求められています。

こうした経営環境及び経営課題を両行が認識し、拡大が見込まれる当地区の肥沃なマーケットにおいて、隣県を含む他の金融機関との競争が激化する中、今後も地域の皆さまの期待に応え続けるためには、永年にわたり当地区で営業基盤を築き上げてきた両行の経営資源や強みを活かし、都市型の金融機関同士の経営統合を実現させ、突出したプレゼンスを発揮することにより競争力を高め、高度な金融サービスを提供し続けることが、両行のステークホルダーの皆さまの発展に貢献するための最適な選択であると判断いたしました。

両行は、既に2021年12月10日付プレスリリース「株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の経営統合に関する基本合意について」においてお知らせしておりますように、本基本合意書に基づき、2022年10月3日を目途とする本株式移転による共同持株会社の設立及び共同持株会社のもとでの将来的な両行の合併を基本方針とする経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に向け協議・検討を進めてまいりましたが、2022年5月11日に両行が相互信頼及び対等の精神に則り、本経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

（２）本株式移転の方式、本株式移転に係る割当ての内容

①株式移転の方式

両行を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

②本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	愛知銀行	中京銀行
株式移転比率	3.33	1

（注１）株式の割当比率

愛知銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式3.33株を、中京銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定です。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、本経営統合契約書の締結後、本株式移転の効力発生日までの間において、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合等においては、両行で協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数 (予定)

普通株式：49,094,859株

上記は、愛知銀行の2022年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(10,943,240株)及び中京銀行の2022年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(21,780,058株)を前提として算出しております。但し、中京銀行は本自己株公開買付けにより三菱UFJ銀行が保有する普通株式8,534,385株を自己株式として取得する予定であること、及び、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)までに、それぞれが所有する自己株式の全部を消却する予定であることに鑑み、愛知銀行の2022年3月31日時点における自己株式数(176,172株)並びに中京銀行の2022年3月31日時点における自己株式数(5,150株)及び中京銀行が本自己株公開買付けにより取得する予定である三菱UFJ銀行が保有する普通株式8,534,385株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本自己株公開買付けの結果、愛知銀行又は中京銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)、株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)及びその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能とする予定です。

(3) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式移転に際し、愛知銀行及び中京銀行がそれぞれ発行している各新株予約権については、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、基準時における各新株予約権者に対し、その所有する各新株予約権に代わる共同持株会社の新株予約権を割当交付いたします。なお、両行は、新株予約権付社債を発行しておりません。

2. 本株式移転の日程

2021年12月10日（金）	本基本合意書の締結（両行）
2022年 3月 2日（水）	公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受領
2022年 3月31日（木）	定時株主総会に係る基準日（両行）
2022年 5月11日（水）	本経営統合契約書の締結に係る取締役会決議及び本経営統合契約書の締結（両行） 本株式移転計画の作成に係る取締役会決議及び本株式移転計画の作成（両行） 本自社株公開買付応募契約書の締結に係る取締役会決議及び本自社株公開買付応募契約書の締結（中京銀行）
2022年 6月24日（金）（予定）	定時株主総会開催（本株式移転計画の承認決議）（両行）
2022年 9月29日（木）（予定）	東京証券取引所、名古屋証券取引所上場廃止日（両行）
2022年 9月30日（金）まで（予定）	本自己株公開買付けの決済開始日
2022年 9月30日（金）（予定）	両行の中間配当（中京銀行による特別配当を含む）の基準日
2022年10月 3日（月）（予定）	共同持株会社の成立日（本株式移転の効力発生日） 共同持株会社の株式上場日

（注） 今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

3. 本株式移転の当事会社の概要（2022年3月末時点）

名称	株式会社愛知銀行	株式会社中京銀行
所在地	名古屋市中区栄三丁目14番12号	名古屋市中区栄三丁目33番13号
代表者の役職・氏名	取締役頭取 伊藤 行記	取締役頭取 小林 秀夫
事業内容	銀行業	銀行業
資本金	180億円	318億円
設立年月日	1944年5月15日	1943年2月10日
発行済株式数	普通株式 10,943,240株	普通株式 21,780,058株
決算期	3月31日	3月31日

4. 本株式移転により新たに設立する会社

商号	株式会社あいちフィナンシャルグループ (英文表示：Aichi Financial Group, Inc.)
本店所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
主な本社機能所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
資本金	20,000 百万円
決算期	3月31日

5. 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、パーチェス法が適用される見込みです。また、本株式移転により発生するのれん（又は負ののれん）の金額に関しては、現段階では未定です。